

目次

ご挨拶		会長	前田	望… 1
役員就任挨拶		•••••		2
平成28年度第6回理	里 事会······	•••••		5
平成29年度第1回理	書 会······			5
名城君と学ぶ税法	第11回名城大学法学部 教持	受 伊	·) ī	Е樹… 6
ハラスメントの問題	0世について弁護士	後蔣	€ 潤-	−郎… 9
ちょっと役立ち豆矢	D識······中央支持	部金	È A	烈瑩⋯12
お知らせコーナー	愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術先	端型と	:して!	忍め
	られる業種、製品及び加工技術」の改正について(通知)	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	14
	ライブラリ研修動画一覧			15
	ライブラリ研修申込書	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	17
	業務相談会のお知らせ····································			18
	業務相談会申込書	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	19
会員訪問記(東名式	を部:勝 友香梨会員)会報委は	員 金	林(申洙…20
支部だより				21
事務局だより		•••••		34
会員の動向 新規登	登録入会者の紹介 他	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		37
コスモスあいちコー	- ナー ······			44
あとがき				47





ご挨拶

愛知県行政書士会 会長 前田 望

平成29年度定時総会において会長に選任されました前田望です。本総会にご出席いただいた会員の皆様、運営に携わった役員の皆様のご協力により、円滑に議事が執り行われ、平成29年度事業計画案、会計予算案、平成30年度暫定予算案が無事可決承認されました。

また総会終了後の懇親パーティーでは、本総会において名誉会長に就任いただきました山田前会長をはじめ、多くの来賓の皆様、会員の皆様から、あたたかく、力強い励ましの言葉をいただきました。あらためて会長職の重責に身の引き締まる思いをしております。

さて私は、昭和63年の開業登録以来、一貫して「一行政書士としての実務者の視点」を大切にしたいと考えてきました。当時自分が業務について悩み、事務所運営について悩み、多くの諸先輩方に助言をいただきながら、何とか今日に至っているのと同じように、今日も新たに開業登録される方が生まれ、様々に悩みながらも、「市民の役に立とう」と業務に勤しんでいる事と思います。愛知県行政書士会の全ての活動は、誠実に実務に取り組む個々の会員の後方支援に繋がるものでなくてはなりません。それによって市民の生活の利便性に寄与し、事業者の行政手続や事業活動の頼もしい味方としての行政書士の存在をアピールしていきたいと考えています。

「法務と実務のスペシャリスト」として市民に信頼され、頼られる存在であるためには、我々は常に職業倫理の向上、品位の保持に向け、たゆまぬ努力を続けなければなりません。また各行政機関との信頼関係の維持、発展に努め、業務受託や無料相談会の実施などの活動の機会を通じて、積極的な広報活動を展開してまいります。その活動の中で、本来行政書士業務として

できる業務範囲を丁寧に説明し、理解を得る事が、職域の確保・拡大に繋がっていくと考えて います。

昨今の社会情勢の変化は早く、それに伴う法 改正、規則改正も頻繁に行われています。「法 定相続情報証明制度の創設」、今後施行される 「債権関係規定(債権法)に関する民法の改正」 など、市民の方に関連し、相談を受ける機会が 増えるテーマから、各分野の許可申請における 詳細な取扱の変更に至るまで、我々行政書士が 把握しておくべき情報は、膨大かつ多岐にわた ります。

ホームページを活用した情報の配信や、各業務部において多様なテーマの研修会を企画、実施し、会員の研鑽の一助となるよう努めてまいります。また行政不服申し立てを代理する特定行政書士の育成、増員に取り組み、その制度の周知を進めていきます。

現在課題となっている行政書士会館の隣地 (建物を含む)については、これまでの経緯を 精査し、将来を見据えた議論を深め、執行部と しての方針を明確にしてまいります。

関係官公署との連携、関係団体との連絡強化については、本会が他の機関との連携、連絡強化に努める事はもちろんですが、各支部と支部管内の官公署、関係団体の関係づくりに協力、支援を行っていく事により、県内全域の市民のニーズにお応えできる体制を目指してまいります。

すでに愛知県行政書士会の会員数は2,900名を超えました。そして、機会あるごとに皆様のご意見、ご協力を頂きながら、私と執行部15名がしっかりとしたチームワークを組み、本会の発展進歩のため、本会の運営に尽力してまいります。

どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

役員就任挨拶

愛知県行政書士会



副会長 竹田 勲

このたび、副会長として総務部と 法人経営部を担当させていただくこ とになりました。

私たちを取りまくビジネス環境の変化はあまりに も速く、業務も多様化しています。

また、2900名からなる会員それぞれも多様化し、 本会はそれに対応するスピード感を求められていま す。

その変化に遅れないためにも、支部のみなさんと 本会との的確な情報共有ができる体制を築いていく つもりです。

大変な重責ではございますが、行政書士の発展という目的を達成すべく、会長を補佐し全力で職務に励んでまいりたいと思いますので、会員の皆様のご 支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上 げます。



副会長 野田 悦子

今般副会長に選任されました。任 期2年間誠意を持って努めてまいり ます。会長を始め各役職に大きく異

動がありましたが、いつの役員も、より良い愛知会 にしたいという共通認識があると思います。事務局 の皆様ともしっかり意思の疎通を図って、スマート な運営の一助となれれば幸いです。



副会長 仙石 秀久

このたび、平成29年度定時総会に おいて副会長に選任され、広報部と 国際私法部を担当させて頂くことに

なりました。

本会の制度発展と、会員の為に鋭意努力し、会員 皆様の業務拡充に努めてまいりたいと思います。 どうぞ宜しくお願い致します。



副会長 蟹江 公明

平成29年度定時総会において副会 長に選任され、法務部と運輸交通部 を担当させていただくこととなりま

した

3期6年間の常務理事での経験を活かして、各担 当常務とともに会員の皆様のために会務を頑張って いく所存です。

皆様のご指導ご協力を賜りますようお願いします。



副会長 長瀨紀美子

平成29年度定時総会において副会 長に選任され、企画情報部と建設環 境部を担当させていただくこととな

りました。

それぞれの担当常務理事と連携をとり、微力ながら会員の皆様のお役に立てるよう精一杯務めさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。



常務理事 市川 雅敏

この度、定時総会におきまして常 務理事に選任され、総務部を担当す ることとなりました。新会長の方針

に応え、そして地域の17支部とともに愛知会が益々 発展していけるよう、道険し総務の山を、一歩一歩 登って参ります。

会員の皆様には、機会あるごとに、ご指導ご支援 のほどを心よりお願い申し上げます。



常務理事 柴田 愛

この度、平成29年度定時総会におきまして、常任理事に選任され、経理部を担当させて頂くことになりま

1 %

新任で、至らぬことが多々あることと思いますが、 精一杯努めてまいります。皆様方のご指導、ご協力 を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。



常務理事 川村 浩史

平成29年度定時総会において常務 理事に選任され、広報部を担当する 事となりました。

広報部の役割は、会報の発行、常設無料相談会の 運営など含め幅広く、多岐にわたります。これまで の取り組みを真摯に学び、新たな発展へと繋げてい けるよう尽力したいと思います。

また役割上、会員の皆様にご協力をお願いする機 会も多くあろうかと思います。

ご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



常務理事 子安 幸代

この度、平成29年度定時総会において、常務理事に再任され、法務部として、会則、規則の改正と新入会

員基礎研修会の運営を中心に担当させていただくことになりました。これまで周りの多くの方々にご理解とご協力いただきながら会務を務めてまいりました。この場をお借りして、皆様に深くお礼を申し上げます。

はなはだ微力ではありますが、一生懸命務めて参りますので、今後もご理解とご指導を賜ります様どうぞよろしくお願い致します。



常務理事 伊代田誠二

平成29年度定時総会において常務 理事に選任され、企画情報部を担当 させていただくことになりました。

これまで3期6年、尾北支部の支部長を務めてまいりましたが、本会役員としては新任です。はなはだ微力ではございますが、諸先輩の方々や会員の皆様のご指導ご協力をいただきながら、行政書士業務の拡充のために精一杯努めてまいります。どうぞ宜しくお願い致します。



常務理事 早川 忠

平成29年度定時総会において常務 理事に選任され、引き続き建設環境 部を担当することになりました。

2期目になりますので、会員の皆様のご指導ご協

力をいただきながら、受託業務や研修会実施をはじめとする各種事業の継続性、関係官庁との連携強化をより一層推し進め、本会の発展のため、そして会員の皆様のために尽力していきたいと考えています。 どうぞ宜しくお願いいたします。



常務理事 須崎 俊行

この度、平成29年度定時総会において、常務理事に選任され、運輸交通部を担当させていただくこととな

りました。

重責を担うこととなりますが、諸先輩方はじめ会員の皆様、また事務局の皆様のご指導ご協力をいただきながら、職域の拡大、本会の発展のため一生懸命努めてまいりますので、 どうぞ宜しくお願い致します。



常務理事 小栁津えみ

平成29年度定時総会において常務 理事に選任され、国際・私法部を担 当させていただくことになりました。

不慣れな部分もたくさんありますが、諸先輩方や 会員の皆様のお力添えをいただきながら、国際と私 法の両分野での業務の拡充と本会の発展のために責 を果たしていきたいと存じます。どうぞよろしくお 願い申しあげます。



常務理事 本多 証一

平成29年度定時総会において常務 理事に選任され、土地利用部を担当 することになりました。

新任でありわからないことも多々ありますが、諸 先輩方や会員の皆様のご指導をいただき、精一杯会 務に励む所存です。

土地利用業務はベテランの先生方がご活躍されている業務です。新人にはとっつきにくいイメージがあります。研修等を通じて、新人でもじゅうぶんチャレンジできる業務だと思ってもらえるような努力をしたいと考えます。本会の発展のために務めてまいりますのでなにとぞよろしくお願い申しあげます。



常務理事 内藤 祐滋

平成29年度定時総会において常務 理事に選任され、法人経営部を担当 させていただくことになりました。

微力ではございますが、精一杯努めさせて頂く所 存でございます。

宜しくご指導頂きますよう、お願い申し上げます。



監事 河合 治彦

この度、定時総会にて監事に再任されました。

責任の重さを自覚し、これまでの 経験を活かし本会の適正な運営と発展の為に、微力 ながら最善の努力をしてまいります。

会員の皆様のご協力を宜しくお願い致します。



監事 権田 泰一

この度、定時総会におきまして監 事に選任され微力を尽くすこととな りました。身に余る重責ではありま

すが、今までの経験を生かし、精一杯務める所存で ございます。

会員の皆様には、一層のご協力をお願い申し上げます。



監事 竹内 誠

平成29年5月30日に開催された第 67期定時総会において監事に就任さ せて頂くこととなりました。任期2

年誠心誠意努めて参ります。



相談役 田宮 章

相談役として何の貢献ができるの か模索中です。より良い行政書士会、 より高度な知識に裏付けられた行政

書士の仕事のあり方を考え続けながら、皆さんと一緒に頑張って参る所存です。これからもよろしくお願いいたします。



相談役 西堀 俊徳

この度、相談役に委嘱されました。 これまでの経験が更なる愛知県行 政書士会の発展にお役に立てばと思

います。

人間は「経験」するために生まれてきたのです。 をもっとうに相談役として、務めてまいりますので 宜しくお願いいたします。



相談役 久野 真技

これまで7期14年の大役を終え、 相談役に就任致しました。今後は立 場を変え、尚、本会の発展に尽力す

る事をお約束してご挨拶といたします。



相談役 鍋田 建治

この度相談役に委嘱されました。 相談役というのは、どんなことをす るのか、よくわかりませんが、分を

わきまえて協力したいと、思っています。

最近思っていることは、「自由と寛容」です。

平和で楽しい人生を続けたい。そのためには「他 人の自由を尊重し、他人への寛容を忘れずに」人と 付き合っていきたい。そう思っています。



相談役 西川 剛史

この度、相談役に委嘱されました。 平成17年から6期12年間にわたり 常務理事・副会長の任にあたってま

いりました。長年にわたり一方ならぬご厚情ご支援 を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

微力ではございますが、愛知県行政書士会の発展 に力を尽くす所存です。今後ともご指導ご鞭達の程 何卒宜しくお願いいたします。

平成28年度第6回理事会

と き 平成29年3月29日(水)

午後2時

ところ 愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室

出席者 正副会長

6人

常務理事

9人

理 事

9人45人

計 60人

会長出席要請役員 2人

議題

(1) 審議事項

第一号議案 総会運営委員会委員の選任につい

第二号議案 愛知県行政書士政治連盟との負担

金契約書(案)について

第三号議案 法律顧問の選任について

第四号議案 予備費の充用について

第五号議案 会員の処分について

原案通り可決承認された。

(2) 協議事項

① 定時総会提出議案 第1号議案「平成28年 度事業経過報告」について

定時総会提出議案 第3号議案「平成29年 度事業計画(案)承認の件」について

定時総会提出議案 第4号議案「平成29年 度会計予算(案)承認の件」について

定時総会提出議案 第5号議案「平成30年

度暫定予算(案)承認の件」について 定時総会提出議案 第6号議案「役員改選

の件」について

(3) 理事からの提案議題について

- ① 来期予算案における支部交付金、補助金の 方針について
- ② 来期会長などの役員選挙の透明化について
- ③ 建設検討委員会について
- (4) 報告事項
 - ① 平成29年度名古屋国際センター行政相談員 について
 - ② 平成29年度の経営事項審査補助業務要員内 定者について
 - ③ 平成29年度の建設業許可申請等受付補助業 務要員内定者について
 - ④ 役員推薦委員会委員について
 - ⑤ 事業報告について
 - ⑥ 今後の予定について
- (5) その他
 - ① 全国女性行政書士交流会の途中経過報告について

平成29年度 第1回理事会

と き 平成29年4月17日(月)

午後2時

ところ 愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室

出席者 正副会長

6人

常務理事

10人

理 事

40人

計

56人

会長出席要請役員 4人

議題

(1) 審議事項

第一号議案 定時総会提出議案について

第1号議案 平成28年度事業経過報告

第2号議案 平成28年度会計決算承認の件

第3号議案 平成29年度事業計画(案)承認 の件

第4号議案 平成29年度会計予算(案) 承認 の件

第5号議案 平成30年度暫定予算(案) 承認 の件

第6号議案 役員改選の件

第二号議案 愛知県知事への顧問の委嘱につい て

第三号議案 名古屋市長への顧問の委嘱につい て

第四号議案 愛知県行政書士会役員手当支払い 規程の一部改正(案)について

第五号議案 愛知県行政書士会封印業務の受託 に関する規則の新設案について

第六号議案 稲沢市長への顧問の委嘱について

原案通り可決承認された。

- (2) 理事からの提案議題について
 - ① 定時総会提出議案等の第1号から第4号の 内容の告知の実行について
 - ② 定時総会における名誉会長の委嘱について
- (3) 報告事項
 - ① 定時総会について
 - ② 平成29年度愛知県行政書士会会長表彰候補 者及び慶祝者について
 - ③ 平成29年度知事表彰候補者について
 - ④ 平成28年度事業報告について
- (4) その他

名城君と学ぶ税法 第11回

譲渡所得における「資産の譲渡」

名城大学法学部 教授 伊川 正樹

登場人物

名城(なしろ): 行政書士を目指して勉強している法学研究科の大学院生。光田事務所でアルバイトをしている。

光田所長:行政書士光田事務所を開業して36年 のベテラン。税法にも詳しい。

西尾:光田事務所の女性職員。入社して数か月 が過ぎ、ようやく仕事に慣れてきた。

離婚の手続と財産分与

名城 今の依頼人の方、相当深刻でしたね。

光田 奥さんと離婚することになったのだが、子ど もの親権や扶養料、財産分与などで話がかなり難航 したそうなんだ。

西尾 大変ですね~。

光田 どうにか話がまとまったので、離婚協議書の 作成の依頼に来られたんだ。

西尾 どうして離婚しちゃうんでしょうね~。

光田 夫婦によっていろいろな事情があるからな。 名城 民法上の離婚には、お互いの協議つまり話し 合いによる協議離婚 (763条)と家庭裁判所の手続を 経る裁判上の離婚 (770条)があります。裁判上の離 婚の場合、民法が定める原因がある場合に限って、 夫婦の一方が裁判所に離婚の訴えを提起することが できます (770条 1 項)。

西尾 いろいろあるんですね~。

光田 大変なのはこれだけじゃないぞ。財産分与をする際には、税金の問題も考えておかなければならないんだ。

西尾 離婚したら税金がかかるんですか!?

光田 離婚したことに対するペナルティとして課税 されるわけじゃないぞ。財産分与をした場合、その 分与者が課税される場合があるということだ。

名城 たとえばこういうことです。ある夫婦が離婚して、夫が妻に財産分与として夫名義の不動産を渡すとしましょう。その場合には、不動産を譲り渡し

た夫に「譲渡所得」という所得税が課されることに なります。

西尾 不動産を受け取った妻が課税されるわけじゃないんですね。

光田 そこが誤解されがちだし、わかりづらいのだが、譲渡所得の性質を理解する必要がある。名城君、譲渡所得とはどのような所得だ?

名城 所得税法33条1項には、「資産の譲渡による 所得」と定義されています。

西尾 「資産の譲渡による所得」が譲渡所得ですか。 光田 判例上、譲渡所得とは、資産を所有している 間に資産に生じた値上り益、つまり資産の増加益の ことだと定義されている。たとえば、1,000万円で 買って所有していた土地が5,000万円で売れたとす ると、差額の4,000万円が増加益であり、これが譲渡 所得だということだ。

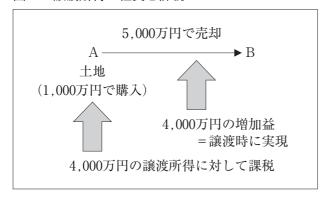
西尾 なるほど~!

光田 この増加益は、資産を所有している間に発生したものだ。だが、この増加益はその資産を売ったりして対価を得なければ、所有者には現実の利益はない。だから、その資産を譲渡したときに課税するとしているわけだ。

名城 確かにそうですよね。所得税法は包括的所得概念を前提にしているから、資産の増加益でも「所得」には当たるわけですよね。でも、1,000万円で買った土地の時価が5,000万円に値上がりしていると言われても、差額の4,000万円の利益を実際に得ることができるわけではないですもんね。だから、その土地を売ったりして対価を得て、実際に所得を得たときに課税されるというわけですね。

光田 利益ないし所得を実際に得ることができる状態になることを「実現」というんだ。だから、資産を所有している状態で、その資産の価値が客観的には増加していても、所得が実現していなければ、基本的には課税されない(未実現利益)。このように、譲渡所得の課税には、所得の実現ということが重視されるんだ。

図1 譲渡所得の性質と課税



財産分与に対する譲渡所得課税

名城 よくわかりました。そうすると、さっきの離婚に伴う財産分与のケースでも、夫が妻に資産を譲渡するから、夫に譲渡所得があるとして課税されるということですか。

光田 判例はそのように解釈していて、実務上もそのように扱われている。

名城 ということは、夫は妻に資産を譲渡して、その対価として何らかの利益を受けるから課税されるということですよね。

西尾 財産分与すると、何かもらえるのですか? 光田 いいところに気がついたな、二人とも。判例 (最判昭和50年5月27日・民集29巻5号641頁)では、 財産を分与した夫は「分与義務の消滅」という経済 的利益を受けると解釈しているんだ。

名城 「分与義務の消滅」が「経済的利益」ですか? 光田 判例の理解はこうだ。今のケースの夫は、妻 に対して財産を分与する義務を負っている。そして その義務を履行すれば、義務が消滅する。夫はそれ により、その分の経済的利益を受けることになる、 ということだ。

西尾 そう言われれば、そんな気もしますね。

名城 でも、おかしいんじゃないですか?判例の理解は、債務免除益と同じように考えているようですが、ずいぶん違いますよね。財産分与の場合、夫は自ら義務を履行したことによってその義務は消滅したわけですよね。でも、債務免除の場合は、相手方である債権者が債権を放棄、つまり債務を免除してくれたから、同じ義務の消滅といっても、全然違うと思うのですが。

光田 まさにそうなんだ、名城君。判例の理解でいえば、贈与だって同じことが言えてしまう。 AとBが贈与契約を結んだ。 AがBに財産を贈与すれば、 Aの贈与義務が消滅するが、判例の理屈だと、 Aは 経済的利益を受けたことになり、有償譲渡をしたこ

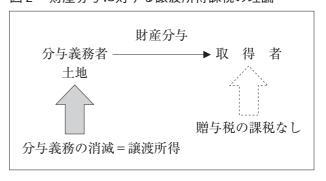
とになる。そうすると、無償譲渡なんてないことに なってしまうんだ。

名城 う~ん、よくわからないですね。

光田 学説上は異論があるが、実務上、財産分与は 譲渡所得の課税対象として扱われている。そして、 分与者である夫に譲渡所得が課される反面、分与を 受ける妻には贈与税は課されないこととされている んだ。

名城 妻は贈与を受けたのではないという理解なんですね。

図2 財産分与に対する譲渡所得課税の理論



職務発明の対価として受領した金銭

西尾 財産分与にも課税されるなんて、税金って怖いですね。

名城 「資産の譲渡」ってかなり広い概念なんですね。

光田 「資産」とは経済的価値が認められるものを 広く含んでいるから、土地などの有体物に限らず、 権利などの無体物であっても、経済的価値が認めら れるものは、すべて譲渡所得における「資産」と扱 われるんだ。

西尾 じゃあ、財産分与で土地ではなく現金を渡した場合でも、課税されちゃうんですか?

光田 譲渡所得の性質は何だった?

西尾 「資産の増加益」ですね。

名城 そうか!土地は増加するから増加益に対して 課税されるけど、現金は増加も減価もしないから、 課税されないのですね。

西尾 なるほど~!参考になりますね!

名城 西尾さん、離婚を考えているのですか?!

西尾 単なる興味ですよ~。

光田 他にも、職務発明による特許権の譲渡なんていう事例もあるぞ。

名城 会社に所属する従業員等が業務の一環として 行った発明のことですね。それによって特許権を取 得した場合、それを会社に譲渡するのですね。 光田 特許権も譲渡所得における「資産」に該当することは間違いない。ただ、その対価は譲渡所得には該当しないと裁判例では判断されているんだ。

西尾 「資産」を「譲渡」したのに、譲渡所得では ないのですか?

光田 判決(大津地判平成26年4月10日・税資264号順号12448)は、譲渡所得に該当するためには、その所得が譲渡に基因して譲渡の機会に生じた所得でなければならないと解している。そして、権利移転の機会に、それに基因して実現した所得は譲渡所得に該当するが、そうでない所得は譲渡所得ではないとして、雑所得に該当すると判断している。

名城 職務発明による特許権の譲渡の対価って、どういうものなんですか?

光田 職務発明による特許権を会社に譲渡、つまり 承継した場合には、「相当の対価」を得ることになっ ている(特許法35条3項)。ただし、特許権を会社に 承継した時点では、この権利がどのくらいの価値が あるか、この特許権を用いて会社がどの程度収益を 上げることができるかわからないから、一定程度の 金額を払うのが通常だ。

名城 確かにそうですね。

光田 その後、会社がその特許権を利用して収益を 上げた場合には、適宜、相当の対価が考案者に支払 われることがある。そして、この事案では、考案者 が相当の対価の支払いを会社に求めて訴訟を提起し、 和解に至ったことによって和解金が支払われたという事実があるんだ。

名城 つまり、和解金は広い意味でいえば「資産の 譲渡」の対価と言えても、譲渡からかなり時間が経 過した後に支払われたものだし、その和解金の金額 には、その資産の増加益とは異なる要素が含まれて いるから、譲渡所得とはいえないというわけなんで すね。

光田 本件における和解金の算定根拠から考えれば、これを「資産の増加益」としての譲渡所得と位置づけることは困難だろう。別の判決(大阪地判平成24年4月26日・訟月59巻4号1125頁)でも、"譲渡の時点で実現していない所得は譲渡所得ではない"と判断しているが、この定義はどうかと思っている。

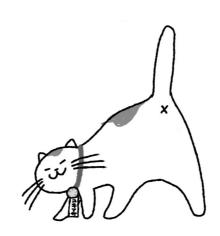
「譲渡所得かどうか」ということと、「譲渡時に実現 しているか」というのは別問題のはずだ。

西尾 譲渡所得は奥が深いですね~。とても勉強に なりました。

名城 まさか本当に離婚を考えているんじゃないで しょうね!?

西尾 違いますよ~。税金に興味があるだけですよ~。

名城 それならいいのですが、この連載は結構広く 読まれていますからね。思わぬところで読者から声 をかけられることがあるから、気を付けてください よ!



ハラスメントの問題性について

弁護士 後藤 潤一郎

登場人物の紹介

楢崎弁護士 (男性)

吉田行政書十(女性)

それぞれ高校時代の同級生同士という設定です。因みに投稿者は楢崎弁護士ということになりますが、サッカー好きなのでJ2の名古屋グランパスが早くJ1に復帰して欲しいと願っているためGK楢崎正剛選手の氏を借用しました。吉田行政書士は、名古屋の誇る吉田沙保里選手にちなんで吉田の氏を借用しました。どちらも投稿者の脳の中での内的会話であり、特定人ではありません。

ハラスメントをどんなイメージで考えれば良 いか

楢崎:今度、大学からハラスメントについてお話して下さい、という要請を受けたので、講義のイメージを作らなくてはいけないのだけど、どんなお話をすれば良いだろう?ちょっとそのことで意見を聞かせてよ!

吉田: そうねえ。いろいろ辺りを振り返ると嫌な思いすることがいっぱいあるけど、そういうのって全部ハラスメントになるのかな?

楢崎:厚生労働省によると、全部で36種類ぐらいの パターンがあるそうだよ。

でも嫌な思いをすることの全てを網羅するものでもないし、一般的にハラスメントというのは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。つまり他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指すようだね。

だからいわゆるパワーハラスメントというのは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて行われるいじめ・嫌がらせをいうことになるわけだね。

吉田:かなり面倒くさい定義の仕方をするね?2つ

の要素があるっていうことかな?1つは職務上の優位性が背景にあることで、もう1つは適正な範囲を超えること。

すると、例えば職場の部下達が上司に対して みんなで総スカン食らわせるっていうような 「上司いじめ」はパワハラにはならないの?

楢崎:「優位性」をその言葉の通りに取ると、部下は 上司に対して優位性はないということになるか な?だけど、部下が指示に従わないということ は仕事してやらない(仕事しなかったら上司も 困るよね?)、という点で何らか部下に優位性 があるような感じもするね。

だけどパターンが決まったからといってそれで何か効果が決まっているわけでもないし、この分類も社会的な意味合いなので、それがパワハラに当たるかどうかについてさほどの意味あいはないと思うよ。私は部下の上司いじめもパワハラになると言っても良いと考えているけど。

より問題なのは、たぶん、後でもあなたと意見交換になると思うけれど、「範囲を超えて」なのではないかなあ?もう少し言うと「殊更」という意味だと私は思う。言葉を言い換えただけだけどその方がよく理解できるね。外形的・形式的には適正あるいは妥当そうに見える行為でも、それが濫用される場面がハラスメントに当たるのではないかな?

吉田: それって、すごく姑息なことじゃない?

楢崎:ハラスメントが問題になるのは、された側の 人にそんな思いも加えさせることで余計に嫌な 感情を植え付けるところにあるのじゃないか な?もっとも、「姑息」も「公然」もどちらが「た ち」が良いとか悪いとかも言えないけれどね。

吉田: ところでそういう「嫌な感じを持たされたこと」を堂々と表明できるようになったのは、何がきっかけなわけ?

楢崎:それは良い質問だよね。私は歴史の知識は余りないけれど、恐らく憲法13条にいう「幸福追求の権利」が法理的な根拠になっているのだと思うよ。この規定を根拠に私たちが普通に言葉にするような「プライバシー」の権利や「環境

権」などの新しい人権が生まれてきていると考えられるのではないかなあ?つまり、誰しも人として生まれてきたからには、それぞれ自分なりに充実した生き甲斐のある生活をしたいものだよね?それなのに、他人から無理矢理なことをされたり言われたりなどされると、それだけで自分の人生が汚されたような気持ちになってしまいますよね?

憲法は、国家権力と国民との関係を規律する 最高法規だから国民というか市民相互の関係を 規律するものではないと考えられて来ましたが、 同時に憲法は、人権宣言のリストでもあるので、 制定当時に、例えば「表現の自由」(憲法21条) とか「学問の自由」(憲法20条)とかのタイトル の付いた人権ばかりでなく、その後の社会変化 の中で、新しく人権として認めるべきではない かと観念され人権侵害として保護されねばなら ないと社会が認めるような新しいタイプの「人 権」も保護しなければならない事態になれば、 この「幸福追求権」がそういう人権の受け皿の ようなかたちで新しく生ずる人権を基礎づける 規定になる、と考えることが出来るのではない かな?

吉田:さすがに理窟論だねえ!思えば日本にも古くから「村八分」などの良からぬ風習があったと言われているよね?恐らく日本だけじゃなくてどの国にもそんな人権侵害なんかいくらでもあったのでしょうね?そうすると外国にも憲法13条のような規定ってあるのかしら?

私は、そういう理窟論などよりも、もっと現 実的なお話にした方が良いと思うよ!まあ講義 の対象が法学部生なら別かも知れないけれ ど・・・

楢崎:そうか!じゃあ、この理窟の話は時間配分としてできるだけ少なくしよう。ありがとう!やはり昔からの知り合いで良いアドバイスをくれて助かったよ。

吉田:あなたは昔からそういう理窟っぽいところが あったよねえ・・・

ではどういう行為がハラスメントになるのだ ろうか?

楢崎:じゃあ、ぐっと身近な事案を取り上げて話を 進めることにするから、聞いてね。場面は大学 院としましょうか。ある女子院生が指導教授か ら指示された研究テーマについて、なかなか思 うように進捗しなかった。あるとき院生全員を 集めた報告会で、それぞれ院生達が研究テーマ について進展具合などを報告することになった としましょう。そしてこの女性院生の発表の段 になりました。院生の報告は確かに不十分で、 検討不足が多々あり、ほかの院生から「怠慢じ ゃないか」と批判が寄せられた訳です。そこで 教授は「君は一体何をしていたのかね?途中で 私のところに相談に来ればアドバイスや参考文 献などを教えてあげることもできたろうに・・・ だいたい、君はほとんど研究室にもいないし、 変な男なんかと付き合っているのじゃないの か?夜もアパートに遅くなってからしか帰って きていないようだし、研究者として自分を鍛え る気がそもそもあるのか疑問に思いますよ!」 と詰った、としよう。さてこの教授の発言はど こか問題があるでしょうか?

吉田:だいたい、教授がなんで院生が帰宅する時間 などを知っているのよ!おかしい!それに「変 な男」などと恰もこの院生がふしだらな女性で あるかのように評価するのも、完全に言いすぎ だと思うよ!この教授、ストーカーじゃない の?

楢崎: まあまあ。この場合、教授としては、別に院 生の帰宅時間などのチェックはしていなかった とするとどうだろう?

吉田:「変な男」というのも推測かしら?

楢崎: そうだとしましょう。

吉田: じゃあストーカーだというのは撤回しましょうか? だけどいくら教授だから学生の指導権があるといっても、そんな推測を前提にしてこの院生を罵倒するのはおかしい。私は「アカデミックハラスメント」に当たるのではないかと思うね。

楢崎: もしこの院生が女性じゃなくて男性なら、どうだろう。

吉田: そうなると微妙かな? 男生なら教授からこの 程度の罵倒を受けるのは仕方ないのじゃないか な?

楢崎:何が違うのだろうね?「被害者」の性の違いが大きいよね?教授としてみれば院生が重要な研究テーマに邁進してくれて、ある分野について早く精通するようになって欲しい、との観点で指導するものでしょうから、かなり厳しく院生を鍛えて指導することは必要だし、合理的なことだと思われるよね。その意味では、この指

導自体は職場の上司が部下に指導することと似てくるよね?では、その指導が向けられる相手に性差があることで、判断が異なるのは何故か?という辺りにセクシャルハラスメント的なものが横たわっているのが特徴かな?と私は思っているのですよ・・・

吉田: そう言われるとそうかな。

楢崎:ここから先は全く私の独断的理解なのですが、 あなたは「濫用」っていう意味は分かる?さっ き言いかけた「殊更」という用語の同類なのだ けど・・

吉田:ちょっと待ってね。スマホで調べて見るわ。 うーん。濫用とは「一定の基準を超えてむやみ に使うこと」だとさ。この意味だと、「むやみに 使いすぎ」ということになるのではないかな?

極崎:私が考えているのは、使用頻度の意味ではないけど、しかしだいたい言いたいことは伝わるように「一定の基準を超えて」というところにミソがあるところが難しいころだよね。どうしてもそこの「一定」という数学的には単純に出尋ったよね。どうしても数学的には単純に出尋ない、私たちの意識なり社会のが分かるね。それを「人によりけり」と考えられてしまったら話は一向に進まない。ひとまず、ある言動が高切妥当かどうかを判断するのに、外れる度合いが濫用とか殊更と評価されるかどうか、と言うことですよね。

私は、これは行為者の言動の中に、正当な行為だという内心以外に、別の邪な動機が潜んでいるときに濫用になり、殊更になると考えているのですが。

吉田: どういうこと?もうちょっと具体的に言って 見てよ。

楢崎:さきほどの教授の例で言うと、院生が怠慢だということで指導しなくちゃいけないと思った動機はよく理解出来るのではないかな?しかし院生が女性だということから、その指導のときに軽んじる気持ちも出てきて推測だけで「ふしだらな女だ」と、そのことを思い知れみたいなところまで気持ちが高じてくると、単に指導ではなくていじめる気持ちに自分を追い込んでしまう。言葉を換えると、適正行為の中に悪意を埋め込んでしまうということになるのではない

かな。そこでそういう意図でなした言動は「殊 更」と感じられるし「濫用」と評価されるわけ です。そういうときにハラスメントになると考 えると分かりやすいと思うよ。ただ相手の院生 が男性だった場合に、あなたも女性の場合とは 違った印象を持ったように、現在の我々の社会 常識というか社会規範では「男性ならばそれぐ らいの罵倒を受けても当然だろう」というよう などこか線引きをしているのではないかな。

吉田:全てのハラスメントにセクハラが横たわって いる、ということを言ってるわけではないよ ね?

楢崎:それは違うよ。性差というのが分かりやすいいじめの温床になる傾向があるとして言っただけで、もっと個別的には様々な「差」が社会にはあるから・・その落差によって普通に水が流れ込むだけではなく、濁った水や濁流が流されるような「たとえ」だと思って貰うとイメージしやすいかなと考えたということだよ。

吉田:なるほど、なるほど。

楢崎:もっと言うと、そういう差は国家権力とは一応無縁だけど、昔から「権力は腐敗する」という政治的な格言があるように、差を持たない人は差を感じている人に対して何らか優位な立場にありますので、常に差の存在について十分意識しておかないと、知らず知らずのうちについつい傲慢になって、当然と容認される行動の中に自らの邪な心を埋め込んで、苛めになり易い行動を取り易いことを十分自覚しておかないといかんのだろうと思うよね。

そういうことを気にしないで、「自分は正しい」とだけ思っていると、人知れずその影で泣いている人が出ているのかも知れないよね。社会が変化していくと、思わぬところで「それは〇〇ハラスメントですよ」と指弾されることになるかも知れませんね。例えば、LGBTの問題などもありますよね。

ではハラスメントの対処はどうすれば良いのか?

次号に続く

5132役立方 豆 知識

外国人と民法~⑤「離婚・・その3」

中央支部 金 恩 瑩

■国籍が異なる外国人夫婦の離婚

前回まで、日本人と外国人夫婦・同じ国籍を有する外国人夫婦の離婚における準拠法の規定についてみてきましたが、今回は、有する国籍がそれぞれ異なる外国人夫婦の離婚についてみていきたいと思います。

日本に在留するA国人夫とB国人妻が離婚をしようとする場合、日本の方式で離婚手続きを行うことは問題ないでしょうか。

法の適用に関する通則法 (抜粋)

(婚姻の効力)

第25条 婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。

(離婚)

第27条 第25条の規定は、離婚について準用する。 ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日 本人であるときは、離婚は、日本法による。

上記通則法第25条及び第27条の規定により、A国人夫とB国人妻は本国法が同一ではありませんが、夫婦の常居所(日本)が同一であると認められれば、適用される準拠法は日本法となり、日本の方式で離婚手続きを行うことができます。

そこで、A国人夫は日本で生まれ在留する外国人ですが、B国人妻は1年前に来日した留学生である場合、この夫婦の常居所は共に日本にあると認められるでしょうか。

また、A国人夫は仕事で一年の半分を海外で居住

しているような場合、常居所が日本にあると認められるでしょうか。

このように、外国人である法的地位は同じでも、 日本における在留状況や在留期間の長さはその個人 により大きく異なりますので、婚姻や離婚の法律行 為の際にはその外国人の常居所の認定は重要な問題 となります。

■参考:常居所の認定

法例の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務 の取扱いについて

平成元年10月2日民二第3900号民事局長通達(一部 抜粋)

第8 常居所の認定

事件本人の常居所の認定については、次のとおり取り扱って差し支えない。次の基準によっていずれの国にも常居所があるものと認定することができない場合は、原則として居所地法による(改正法例第30条=通則法第39条)が、疑義がある場合は、管轄局の指示を求めるものとする。

- 1 我が国における常居所の認定
 - (1) 事件本人が日本人である場合 (省略)
 - (2) 事件本人が外国人である場合

出入国管理及び難民認定法による在留資格 (同法第2条の2並びに別表第一及び別表第 二)等及び在留期間により、次のとおり取り扱 う。在留資格及び在留期間の認定は、これらを 記載した在留カード、特別永住者証明書又は住 民票の写し及び旅券(日本で出生した者等で本 国から旅券の発行を受けていないものについて は、その旨の申述書)による。

ア 引き続き五年以上在留している場合に、我

が国に常居所があるものとして取り扱う者

別表第一の各表の在留資格をもって在留する者(別表第一の一の表中の「外交」及び「公用」の在留資格をもって在留する者並びに別表第一の三の表中の短期滞在」の在留資格をもって在留する者を除く。)

イ <u>引き続き一年以上在留している場合に、我</u> が国に常居所があるものとして取り扱う者

別表第二の「永住者」、「日本人の配偶者等」 (日本人の配偶者に限る。)、「永住者の配偶 者等」(永住者等の子として本邦で出生しそ の後引き続き本邦に在留している者を除く。) 又は「定住者」の在留資格をもって在留する 者

- ウ 我が国に常居所があるものとして取り扱う 者
 - (ア) 我が国で出生した外国人で出国していないもの(ア又はイに該当する者を含む。)
 - (イ) 別表第二の「日本人の配偶者等」(日本人の配偶者を除く。)又は「永住者の配偶者等」 (永住者等の子として本邦で出生しその後 引き続き本邦で在留している者に限る。) の在留資格をもって在留する者
 - (ウ) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍 を離脱した者等の出入国管理に関する特例 法(平成3年法律第71号)に定める「特別 永住者」の在留資格をもって在留する者
- エ 我が国に常居所がないものとして取り扱う 者
 - (ア) 別表第一の一の表中の「外交」若しくは 「公用」の在留資格をもって在留する者又 は別表第一の三の表中の「短期滞在」の在 留資格をもって在留する者
 - (イ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項に該当する者
 - (ウ) 不法入国者及び不法残留者

たとえば、A国人夫は来日6年目の就労資格を有する外国人で、A国においてB国人妻と婚姻をして1年前に家族滞在で呼寄せて日本で同居している場合、この夫婦の離婚の準拠法はどうなるでしょうか。

上記通達により、この夫婦の常居所地法が同一で

あるとは認められませんので、この場合は、夫婦に 最も密接な関係がある地の法によることになります。

常居所の認定と同じく夫婦に最も密接な関係がある地の認定についても通知が出ています。

■参考:最も密接な関係のある地の認定

離婚の際の夫婦に最も密接な関係がある地の認定 について

平成5年4月5日民二第2986号民事局第二課長通知

離婚の届出の受理に際して夫婦に最も密接な関係がある地の認定を要する事件について、平成元年一〇月二日付け法務省民二第三九〇〇号民事局長通達に基づき市区町村長から指示を求められた場合は、下記の点に留意して指示願います。

なお、平成元年一二月一四日付げ法務省民二第五四七六号当職通知記2により、当職あて照会を求めていましたが、今後は、疑義がある場合を除き、照会を要しないこととします。

記

- 1 婚姻が日本での届出により成立し、夫婦が日本 において同居し、婚姻の成立から協議離婚の届出 に至るまでの間、夫婦の双方が日本に居住してい た場合は、夫婦に最も密接な関係がある地は日本 であると認めることができる。
- 2 婚姻が外国で成立した場合であっても、夫婦が 日本において同居し、以後協議離婚の届出に至る までの間、夫婦の双方が日本に居住して婚姻生活 の大部分を日本であると認めることができる。
- 3 夫婦の一方又は双方が、協議離婚の届出の際に 日本に居住していない場合、又は協議離婚の届出 のために日本に入国したにすぎない場合は、夫婦 に密接な関係がある地を日本とは認めない。ただ し、これらの場合であっても、婚姻が日本での届 出により成立しており、夫婦に最も密接な関係が ある地が外国であると認められる事情(夫婦が外 国で同居していたこと等)が全くないときは、夫 婦に最も密接な関係がある地は日本であると認め て差し支えない。

お知らせコーナー

28 建 指 第 662 号 平成 29 年 3 月 31 日

関係団体の長 殿・

愛知県建設部建築局長 (公印省略)

愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術 先端型として認められる業種、製品及び加工技術」の改正について(通知)

本県の開発許可行政の推進につきましては、日ごろから御協力と御理解をいただき厚く お礼申し上げます。

さて、この度別紙のとおり基準第11号を改正し、平成29年4月1日から施行されることになりました。

つきましては、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いします。

また、貴団体会員からの質問等がある場合は、御多忙中恐縮ですが、事務局におきましてお取りまとめいただいたうえ、建築指導課開発グループあて御連絡頂ければ幸いです。 なお、当該基準等は、愛知県ホームページ(ネットあいち)に登載します。

> 担 当 建築指導課 開発グループ .電 話 052-954-6588 (ダイヤルイン)

2017年4月10日付にて 愛知県行政書士会ホームページの会員ページに掲載しております

- ①[会員向けお知らせ]
- ②[業務部情報]→[土地利用部]



ライブラリ研修動画一覧

(平成29年5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用		
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	0		
2		376	H23. 9. 8	6 次産業化法研修会	0		
3	企画情報部	495	H26. 8.29 ROBINS確認者研修会				
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度〜中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の 観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	0		
5		398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理業者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請(建設工事)について	×		
6		441	H24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会 (産業廃棄物収集・運搬業許可申請について (入 門編))	×		
7		449	H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×		
8		472	H25. 9.26	初心者向け業務研修会 (産廃物処理業関係業務) (産業廃棄物収集・運搬業許可申請について (入門編)	×		
9		474	H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×		
10		494	H26. 8.25	建設業務研修会 I 平成26年度廃棄物行政について	×		
11	建設環境部	498	H26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について(入門編)	×		
12		500	H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について			
13		512	H27. 3.20	建設業許可と経審について (大臣)	×		
14		513	H27. 8.25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×		
15		514	H27. 9.16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について (入門編)	×		
16		515 H27.10.15 (2) 平成28		(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×		
17		518	H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×		
18		530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×		
19		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入門編)	×		
20		357	H23. 1.26	倉庫業について	0		
21		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について(OSS申請における所在図及び配置図作成の 際の留意について)	0		
22		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	0		
23	運輸交通部	457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度(Gマーク)について	0		
24	建 糊欠	501	(1) 特殊車両通行許可について				
25		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について(出張封印等)	0		

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用	
26		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会 (初心者のための遺言作成実務基礎講座)	0	
27		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会(初心者のための在留資格認定証明書交付申請)	0	
28		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会(初心者向け実務のポイント)	0	
29		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	0	
30		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会(遺産分割協議書の書き方)	0	
31	国際 4 法如	504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	0	
32	国際·私法部	509	H26.12.25	はじめての国際法1	0	
33		510	H27. 2.18	はじめての国際法 2	0	
34		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	0	
35		521	H28. 1.28	初心者向け研修DVD(在留資格認定申請書の書き方)DVD作製日 1/28	0	
36		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方~相続と遺言について~	0	
37		528	H28. 4.25	国際私法の考え方〜婚姻と離婚について〜	0	
38		374	H23. 8.23	特定都市河川浸水被害対策法(境川(逢妻川)・猿渡川流域)の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	0	
39		442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について(住宅関係)	0	
40		451	H24.10.31	開発許可制度の解説(開発許可の基礎を学ぶ)	\circ	
41		461	H25. 1.31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街区調整区域の話	0	
42		489	H26. 3.24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	0	
43		493	H26. 7.24	0		
44	土地利用部	502	H26.11.12	0		
45		507	H27. 1.19	0		
46	51		H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	0	
47		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	\circ	
48		527	H28. 3.24	開発許可(都市計画法) と農地転用の話	0	
49		532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	0	
54		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	0	
55		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	0	
50	法人経営部	473	H25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	0	
51		481	H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×	
52		499	199 H26.10.6 経営者保証のガイドラインについて			
53		511	511 H27. 2.12 医療法人の設立について			

			ライブラリ研修申込書			平成	午	Ħ			
愛知県	行政書士	会会長	殿				十风	+	Л	Ц	
	氏	名									
山 汀 耂	支	部		支部			事務所TEL·FAX				
平 心 有	申 込 者 会員番号					TEL ()		_		
	メールアドレス					FAX ()		_		
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。											
視聴希望日時		番号	番号 研修開催日 内 容					備考			
(例) 平成○年○月○日▽時		499	26.10.6 経営者保証のガー		正のガイド	ラインに	こついて	(

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室(視聴覚室)					
視聴時間	10時から17時まで(受付時間10時~12時、13時~15時)					
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。					
担職由はも	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。					
視聴申込み	(視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)					
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。					
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。					
	2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。					
	3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。					
	4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は					
	退出して頂く場合があります。					

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡 いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。



業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

運輸交通部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日に開催

時間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について

開催日 平成29年7月5日(水)

時 間 午後1時30分

開催日 平成29年8月2日(水)

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

ついて国際・私法部

開催日 毎月第二水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成29年7月13日休

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立に限定

法人経営部

開催日 毎月第一水曜日

時間 午後2時から4時まで

※初心者対象

平成29年7月1日

会 員 各 位

 建
 設
 環
 境
 部

 運
 輸
 交
 租
 部
 部

 土
 地
 利
 用
 部
 部

 土
 人
 経
 営
 部
 部
 部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- · 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務·産廃(収運)業許可申請】
- 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立に限定】

支 部			会員番号	
氏 名				
開催日	月	日 ()	電話番号	
相談内容 (詳細を具体 的にお書き ください。)				

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647



東名支部:勝 友香梨会員

会報委員 金林 伸洙



今回の会員訪問記は、東名支部の勝友香梨先生の ご紹介です。4月中旬、名古屋市守山区の「勝友香 梨行政書士事務所」にお邪魔しました。

青と白の外壁が、とても印象的な勝先生の事務所は、ご自宅の玄関と事務所の入口が別々に設けられていました。事務所に入ると、応接スペースに通され、本棚にぎっしりと並んだ法律書籍を眺めながら、インタビューを始めました。

勝先生は、今年の5月で開業13年目を迎えられます。そんな勝先生に、ご経歴を伺いました。勝先生は、名城大学の法学部を卒業後、名古屋市内の法律事務所に就職されました。小さい頃から憧れていた「秘書」という仕事に就くことができ、とてもやりがいを感じていらっしゃったそうです。

そんな折、上司の強い勧めで、行政書士の試験勉強を始め、平成16年度の行政書士試験に合格、翌年の、平成17年5月に行政書士登録をして、開業されました。

勝先生にとっては初めての事務所経営、その上、 実務経験も人脈もない・・・。そこで、開業してす ぐに士業や経営者の団体に所属して、経営者として の勉強と人脈作りに励まれました。こうすることで、 徐々にご依頼が増え、「この時期の地道な種まきの お陰で、今の私があります。」と勝先生は振り返って おられました。

平成20年、身内の方が福祉事業を立ち上げることになり、勝先生が全面的に開業のサポートをされました。それまでは特に専門分野を決めず、ご依頼があればどんな業務も積極的にこなしてこられた勝先生でしたが、まだ福祉事業を専門とする行政書士が少なかったこともあり、この開業サポートを機に、

「福祉業務に特化した行政書士事務所」にシフトチェンジされ、現在に至るとのことです。

他にも勝先生は、後輩行政書士の育成に力を入れておられます。この背景には、勝先生ご自身、開業当初集客ができず売上もなく、実務もわからないといった苦いご経験があったからとのこと。現在は、福祉業務を経験したい行政書士に対し、書類作成等業務の一部分を、外注という形で依頼をしたり、後輩行政書士が受任した業務を、サポートしたりしているそうです。

後輩行政書士にとっては、開業したての仕事の少ない時期に、報酬を得てベテランの先生に質問をしながら経験を積むことができ、勝先生にとっては、信頼できる行政書士と協力して、繁忙期の業務増加に対応することができるとのことです。

また、勝先生は、「事務所間の連携をすることで、お互いにメリットが生じ、後輩行政書士が育つことで行政書士業界全体の資質向上につながると思う。 そうやって行政書士の仲間たちと共に発展していきたい。」とも仰っていました。

勝先生が、最近心がけていることは、「オンとオフの切り替えをしっかりと行うこと。」だそうです。 仕事では行政書士として、プライベートでは妻・母として、ご家族を支えていらっしゃる勝先生、限られた時間をやりくりしながら、公私をきちんと切り替るよう努力しているとのことです。

勝先生は、文章を書くことがお好きで、休日にご 家族で出掛けた先の出来事などを、写真とともにブ ログに書き残していらっしゃいます。私も、ブログ を読ませて頂きましたが、とても面白く、ファンが 多いのも頷けます。

最後に、後輩行政書士へのアドバイスをお願いしました。「すでに専門特化する業務が決まっている方は、深く勉強され、その業務の案件を数こなすこと。まだ方向性が定まっていない方は、とにかく様々な業務を行い、多方面に経験を積むのが良いと思います。経験を積むうちに、自分に合った業務が絞れてきます。また、何でも相談できる先輩行政書士を見つけ、良い関係を築くことも有益です。」とご自身の経験に基づいた、説得力のあるアドバイスをいただきました。

勝友香梨先生、この度はお忙しい中、インタビューの依頼をご快諾いただき、誠にありがとうございました。

支部だより

U 名古屋 支 部

懇親企画

会報委員 森田 英樹

日 時 平成29年3月26日(日)

行 先 『水辺から名古屋の春を感じる〜堀川貸切 船クルーズ』

参加者 23名



今年度は例年のような貸切バスでの旅行でなく、 地元を知る企画を実施いたしました。当初の予定は 豊橋市内電車を貸し切るプランを考えていたのです が、手配できず年度末のギリギリというタイミング なってしまいました。日程は日曜日のお昼を設定し、 業務にできるだけ響かないようにと考えました。

当日は冷たい雨が降り続く、あいにくの天候となってしまいました。暖かく推移して運が良ければ船内から桜吹雪をご覧いただけるのでは、と期待していたのですが、つぼみはまだ硬いままでした。

みなさんも一度はご覧になったことのある堀川の 屋形船ですが、地元にいると案外利用したことがな かったのではないでしょうか。外観は写真写りの映 える派手な外観で、SNSなどにアップロードすると、 注目が集まるのかな、などと考えていました。

船は納屋橋を出発して名古屋港ガーデンふ頭を回って、再び納屋橋へ戻るルートでおよそ2時間のクルーズです。揺れはあまり感じられませんでしたが、堀川から港へ出ると、ゆらゆら揺れるのを感じました。船内は掘りごたつ様式になっており、足をゆっくり降ろして食事を楽しむことができます。トイレも設置されているため安心してお酒を飲むことができます。ところどころでガイドが入るので、どこを航行しているのか確認することができます。

今回はベテランから新しい会員まで幅広い年代のご参加がありました。食事もそこそこに名刺を配ったり、業務の話を聞いたりと、熱心な方もあれば、写真を撮る方、ゆっくり飲む方と思い思いの楽しみ方をしていた様子でした。

中央支部

平成28年度第3回中央支部法人経営業務部会研修会

中央支部 竹内 浩二

日 時 平成29年3月28日(火) 午後6時~8時

場 所 愛知県行政書士会館 3 階大会議室

出席者 18名

講師神﨑寛会員(中央支部)

大野 貴史会員(中央支部)

テーマ 『深夜酒類提供飲食店営業の届出と実務に ついて』

『特定遊興飲食店営業許可の実情等について』



中央支部の今年度第3回の法人経営業務部会研修 会は、中央支部の会員の中から業務に精通する2名

の方々を講師に招き、それぞれ専門分野である「深 夜酒類提供飲食店営業の届出と実務について」「特 定遊興飲食店営業許可の実情等について」について お話しいただきました。

支部の場所柄、対象となる事業者が見込まれることから、多くの会員が参加されました。

今回は、施行されたばかりの法改正の内容を目玉 として、初心者からベテランまで勉強になる、とい う趣旨で開催しました。

前半は、既存の業務である「深夜酒類提供飲食店営業の届出の実務」のお話しをしていただきました。 こちらは、経験のある会員も多く、知識の再確認の 意味でも大いに勉強になったようです。 後半は、「特定遊興飲食店営業許可」が施行された ばかりとあって、講師以外に経験された会員はほと んどいないようで、質問も多くありました。具体的 な書式の書き方というより、業務の受託から申請ま での大まかな流れを中心にお話いただきました。未 経験者にとっては、実務経験のある講師の話は貴重 であったようです。

最後に業務部会長から、今回は、「特定遊興飲食店営業許可」の実例も少なく、具体的な部分に触れられなかったので、次年度においては、もっと踏み込んだ研修会を企画したいとのお話しがあり、参加者の方も次回に期待して、終了しました。

世 豊田 建設環境部 支部 第3回研修会

豊田支部 東福 宏恵

日 時 平成29年3月29日(水)

場 所 豊田商工会議所203号室

テーマ 『経営審査のポイント・経営状況分析申請 の解説』

出席者 14名



今回の研修会は、ワイズ公共データシステムより 講師をお招きし、経営審査のポイント・経営状況分 析申請の解説というテーマで学習をしました。

経営状況分析評点Y点の各指標について解説していただきました。これまでとは違った視点での説明を聞くことができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。

豊田支部の建設環境部では、行政書士だけでなく、 書類作成に携わるすべての人のレベルアップを目標 とし、補助者の方の研修会参加も積極的に行ってい ます。これからも、部全体一丸となって研鑚に努め ます。

法務省:「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」(平成27年2月10日決定)より 第33 賃貸借

9 減収による賃料の減額請求(民法第609条関係) 民法第609条を次のように改めるものとする。 耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、 その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。

D 名南 支部

3月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日 時 平成29年3月30日(木) 午後5時30分~

場 所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

テーマ 『経営事項審査の点数アップ』

講師石川光男会員(当支部長)

出席者 20名



平成29年3月の支部研修会は建設業許可申請、経 営事項審査を主たる業務とされ、経営分析や事業計 画立案や経営数値達成への指導を長年されている支 部長の石川光男先生に講師をお願いしました。

経営事項審査では行政書士としてすべきことと記載すべき項目を丁寧に解説され、出席会員の中島先生も若干の質疑をされ、出席者に事例の紹介もありました。

さらに経審の定数アップには日頃より会社の財務 諸表における経営状況の分析と問題点の抽出、把握、 改善の検討について豊富な資料に基づく解説があり ました。今回も他支部からの参加者もあり、研修を 通した交流となりました。また、さらに研修の環を 広げ、行政書士の業務拡大会員、レベルアップや改 訂事項を的確に把握したい会員からの質疑応答もあ りました。定刻と成り、研修会終了後、懇親会に席 を移動し、大いに盛り上がり散会しました。

日進市無料相談会& 支部 天白区無料相談会4月

会報委員 古田 禎史

日 時 平成29年4月11日(火)

午後 1 時30分~ 4 時15分

場 所 日進市役所 4階相談室

相談員 鈴木 章夫会員

相談者 4組(4人)

日 時 平成29年4月19日(水)

午後 1 時30分~ 4 時15分

場 所 天白区役所 3階相談室

相談員 小林 新次会員

相談者 1組(1人)



今年3月に行われた「平成28年度無料相談会まとめの会」において、無料相談会の相談員を2人から1人にした方が良いとの意見が少なからずあったため、今月の日進市役所と天白区役所、来月の日進市役所での無料相談会については試験的に相談員1人で対応することになりました。

今月の日進市役所の相談員は鈴木章夫会員が務めました。予約状況は上限いっぱいの4組、キャンセル待ちが2組おられました。後で鈴木会員に感想をお聞きしたところ、1人で4組の相談に答えるのは少し疲れる、ということでした。

次に、天白区役所での無料相談会は、小林新次会員が相談員でした。予約状況は1組でした。最初の時間帯である午後1時30分からの予約だったので、2時5分には終了しました。しかし、1組の相談が終わっても、4時5分までは待機することになります。小林先生は決してこんなことは言われませんが、もし自分が相談員を1人ですることになったら"待機している時間が長く感じるだろうな"と思いました。写真は天白区役所での小林新次先生です。

U 尾北 支部

災害時被災者支援協定 書(犬山市)の調印

会報委員 伊藤 千勢

日 時 平成29年4月11日火 午前11時30分~

場 所 犬山市役所 4 階応接室

参加者 (犬山市) 山田 拓郎市長、小澤 正司副 市長、その他地域安全課職員

> (尾北支部)伊代田支部長、佐藤副支部長、 長瀬理事



尾北支部では管内の市町との間で「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」 を締結する活動を進めています。

今年1月には江南市との間で協定を締結しましたが、これに続き4月11日に犬山市との間でも被災者支援協定を結ぶことができました。

調印は、犬山市役所4階応接室にて行われ、その後、山田市長・小澤副市長の他、犬山市地域安全課職員の方々を交えて懇談会がもたれました。

懇談は終始和やかな雰囲気で行われ、山田市長から被災者支援協定に関する感謝の言葉がございました。また、「市民と行政を結ぶ役割を持つ行政書士として、犬山市に対する要望や意見等があれば、気軽に伝えてほしい。」との言葉もいただき、市との連携の強化を目指す我々にとりまして、本当に心強く感じられました。

尾北支部では、平成29年度中に管内の全ての市町 と協定が結べるよう活動を続けてまいります。

U 海部 支部

平成29年度 定時総会

会報委員 山田 裕貴

日 時 平成29年4月15日 午後5時~8時

場 所 丸河 出席者 27名



海部郡蟹江町にて平成29年度海部支部定時総会が 開催されました。

議案は以下のとおりです。

第1号議案 平成28年度事業報告の件

第2号議案 平成28年度会計決算承認の件

第3号議案 平成29年度事業計画 (案) 承認の件

第4号議案 平成29年度会計予算(案)承認の件

第5号議案 支部役員改選の件

いずれの議案も滞りなく可決され、満場一致で承認されました。本年度は役員の改選があり、その顔触れを見渡すと若返りが伺えます。新支部長には岩井実会員が選任され、さらなる新風が吹きこまれることと予感しました。

その後は場所を移し、懇親会が開催されました。 多くの会員が終始和やかな雰囲気の中、親睦が深め られたと思います。

西尾 支部

西尾市役所 4月無料相談会

西尾支部 牧野 格

日 時 平成29年4月19日(水)

午後 1 時30分~ 4 時

場 所 西尾市役所11相談室

相談員 正海 浩会員 白鳥 俊介会員

相談者 1組



西尾支部では、西尾市役所で無料相談会を行いました。

"遺言書作成についての相談"がありました。

相談者の様々な質問や相談を、正海会員と白鳥会 員が誠心誠意対応しました。

この相談会を通じて市民の方が行政書士を知るよい機会となり、有意義な相談会となりました。

また、今年(平成29年)4月から毎月1回市役所で無料相談会の開催を予定しています。西尾市役所と3つの支所で開催します。次回5月の開催は一色支所で開催されます。

西尾市役所での無料相談会を定着させ、これからますます発展させていき「行政書士制度」の啓蒙をはかり、行政書士の職域の拡大、確保を図れるように期待しています。

平成29年度第1回土地 支部 利用業務部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成29年4月21日金

午後6時~8時

場 所 愛知県行政書士会館3階大会議室

出席者 18名

講 師 印東 宏紀会員(尾張支部)

テーマ 『開発行為許可とその周辺法令について』



平成29年度第1回目の中央支部の土地利用業務部会の研修会は、尾張支部の印東宏紀会員に講師をしていただき、「開発行為許可とその周辺法令について」というテーマで行いました。

印東会員は、元愛知県庁建設部職員という経歴で、 今回の研修会では、開発法令の初心者向けに、開発 行為許可申請の際に関係する他の法令の概要につい て、元職員ならではの視点からお話いただきました。 この研修会のためにご用意いただいた資料も大変素 晴らしく、わかりやすいものでした。

まずは、都市計画法制定の背景から始まり、開発 許可の申請手続きについてのポイントなどをお話い ただきました。それから、都市計画法の周辺法につ いていくつか説明していただき、最後に審査実務最 前線として、行政内部のお話をしていただきました。

開発行為許可というととても敷居が高く感じていたのですが、この研修を受け、少し身近なものになり興味が出てきたので、これからもっと開発行為許可について勉強を重ねていこうと思いました。

講義終了後は懇親会へと場を移し、印東会員を囲みながら、和気あいあいと親睦を深めることが出来ました。

U 知多 支部

平成29度定時総会 &懇親会

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成29年4月21日金

支部総会 午後3時~4時15分

懇親会 午後5時~6時30分

場 所 半田市宮路町53番地

住吉福祉文化会館

出席者 出席59名+委任状69名=128名



平成29年度知多支部定時総会が、住吉福祉文化会 館で開催されました。

今年も山田高嗣会長はじめ、大勢の来賓の方々に ご臨席を賜り、和やかなムードの中、総会は始まり ました。開会のことば、倫理綱領唱和、深谷義彦支 部長のあいさつ、慶祝金贈呈と続き、来賓から祝辞 をいただいた後、議事に入る前に知多支部恒例の記 念撮影を行いました。

議長には大府市の片岡忠雄会員が選出されました。 今年は支部役員改選がありましたが、それも含めて、 議案はすべて順調に承認され、予定時間よりもかな り早く閉会することができました。

また、議事終了後、新入会員が11名(内1名は他支部からの転入)紹介されましたが、いずれもやる気に満ちた頼もしい挨拶をされ、新たに就任された榊原延幸支部長とともに、大いに知多支部を盛り上げていただけるのではないかと期待が膨らみます。

総会終了後の懇親会では、お忙しい中この場に駆けつけて下さった伴野 豊衆議院議員が、挨拶の中で緊迫する北朝鮮情勢について触れられたことが印象的でした。

楽しく親交を深め合った懇親会もあっと言う間に お開きとなり、出来上がった記念写真をお土産に解 散となりました。皆さま、お疲れさまでした。 田和 支部

平成29年度 定時総会

会報委員 古田 禎史

日 時 平成29年4月22日生)

午後3時~4時45分、午後5時~7時

場 所 名古屋市中区大須ローズコートホテル 出席者 総会49名、委任状67名、懇親会46名



平成29年度昭和支部定時総会が、地下鉄鶴舞線上 前津駅すぐ横のローズコートホテルで開催されました。

総会に先立ち、ご逝去された鎌田史郎会員と菱田 幸雄会員に黙とうを捧げました。三神百合幹事が司 会を務め、渡邊邦彦監事の開会の辞で総会が始まり ました。益田俊信支部長の挨拶の後、ご来賓の鍋田 建治愛知県行政書士会副会長と村井栄昭和支部前支 部長が紹介され、鍋田副会長が代表にてご挨拶をさ れました。議長と副議長には去年と同じく田中聡副 支部長と小野澤賢哉幹事が指名されました。また議 事録署名人には川口武会員と鈴木裕己会員が指名さ れました。櫻井宗夫幹事と中村さつき幹事によって 議場が閉鎖され、伊福泰則幹事が出席人数を確認し て司会の三神百合幹事に報告しました。そして三神 百合幹事から会場出席者数と有効委任状提出者数、 これらの合計数、そして今日の支部総会が有効に成 立していることが議場に報告されました。櫻井宗夫 幹事と中村さつき幹事により議場の閉鎖が解かれ、 議事に入りました。第1号議案(平成28年度支部事 業計画、経過報告承認の件)及び第2号議案(平成 28年度支部会計、決算報告・監査報告承認の件) は 関連があるので一括して審議されました。益田俊信 支部長が総括し、千田久人副支部長が会計報告を行 い、渡邊邦彦監事が会計監査報告を行いました。無 事原案通り可決されました。

第3号議案(平成29年度事業計画(案)承認の件) と第4号議案(平成29年度会計予算(案)承認の件) も関連があるため一括して審議されました。提案の 趣旨を総括、スケジュール、予算案に分けて千田副 支部長が1人で説明されました。多少の質疑があり ましたが、原案通り可決されました。そして最後の 第5号議案は「任期満了に伴う役員選任の件」です。 今年は役員改選の年であるため、平成28年度の役員 は全員退任となります。そして今年から役員会とは 別に役員推薦委員会を創設して、今迄以上に人選に ついて公平を期すことになりました。今回は役員推 薦委員会が推薦した会員と、自ら立候補された会員 がおられたため、無記名投票の方法で採決が行われ ました。その結果、全員が信任されました。

そして、"支部長の任期を3期6年までとした規約"を作り上げられた益田俊信支部長は、平成25年に就任された支部長職を2期4年勤められ、本日の総会をもって正式に退任されることになりました。建設業許可、経審を始めその他の多くの業務に通じ、ほとんど万能ではないかと思われる実務家でありながら、支部長としても、会歴の浅い会員を役員に抜擢するなど、"経営学者ドラッカー"について詳しい志水正芳副支部長から「改革者」と称された益田支部長の退任は一つの時代が終わった感を覚えました。後任の支部長には千田久人副支部長が選任され、昭和支部は新たな一歩を踏み出すことになりました。

平成29年度 定時総会

会報委員 伊藤 千勢

日 時 平成29年 4 月22日 午後 3 時30分~

場所に臨江館(犬山市木曽川河畔)

出席者 37名 委任状 55名 合計 92名



上記の日時において、平成29年度定時総会が開催 されました。

伊代田誠二支部長の挨拶に続き、田中幸子会員に対して"30年報獎の慶祝金贈呈"がありました。続いて、ご臨席いただきました県議会議員の奥村悠二様、原欣伸様、鈴木喜博様からお祝いの言葉をいただきました。

その後、大島千生会員が議長に選出され、以下の順に議事を進行いたしました。

議題 1. 平成28年度支部事業報告・収支決算報告承認の件

- 2. 平成29年度事業計画(案) 承認の件
- 3. 平成29年度予算(案) 承認の件
- 4. 役員改選の件

今年度も活発な質疑応答を経て、慎重審議の結果、 全議案とも可決承認されました。 4 号議案の役員改 選では、支部長推薦委員会の高田大覚委員長より佐 藤友泰会員が支部長に推薦されたとの報告を受け、 承認をいただきました。佐藤新支部長には、副支部 長の経験を生かした運営にご尽力いただきたいと思 います。また、伊代田支部長におかれましては、途 中ご病気をされながらも 4 年間の職務を全うされ、 本当にありがとうございました。

また、本会からは山田高嗣会長がご出席くださり、 お祝いの言葉をいただきました。

最後に、今年度で役員を退任される大竹康平顧問、 長瀬紀美子理事、伊代田誠二支部長、尾関和宏副支 部長より挨拶がありました。長年、支部活動にご尽 力いただきまして、本当にありがとうございました。

総会終了後は懇親会が開催されました。終始和やかな雰囲気の中、佐藤新支部長のもと新役員の挨拶があり、大竹会員の中締めにより盛会のうちに終了いたしました。

U 名南 支部

4月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日 時 平成29年4月29日 午後3時~6時30分

場 所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

テーマ 『落とし穴に要注意!遺言実務Q&A72』

講 師 行政書十 竹内 豊氏

方 式 CD研修

参加者 19名



当支部の平成29年4月研修会はCD方式による研修会でして、行政書士竹内豊先生のCD三部形式による研修でした。

第1巻 受任率を上げ、満足いく報酬を得るための Q&A25

第2巻 遺言業務をすみやかに遂行するためのQ& A32

第3巻 人・財産に関する遺言相談Q&A15 上記の内容に分けた講義でした。

第1巻では遺言業務に望む心得、アプローチ、引き合い、受任、アフターフォローなど、遺言業務の受任率を上げ、"満足のいく報酬を得るための心得と技の業務手順"についてでした。

第2巻では知っていると実務に役立つことを「現場」と「記載内容」を中心とした内容でした。

第3巻では遺言の相談を「人」「財産」に分け、とくに遺言書作成にありがちなミスを落とし穴として、その回避にも役立つ情報も組み込まれたものでした。

全巻終了後、意見交換をして、交流会に席を移し 懇談しました。遺言などについて個別ディスカッション的な方式で大いに語らい、午後9時30分頃散会 しました。

日進市無料相談会 5月

会報委員 古田 禎史

日 時 平成29年5月9日(火) 午後1時30分~4時15分

場 所 日進市役所 4階相談室

相談員 佐藤 正彦会員

相談者 1組(1人)

4月の日進市無料相談会と天白区無料相談会、そして今日の日進市無料相談会は暫定的に相談員1人で対応しました。今日の相談者は1人でした。相談員を務めた佐藤正彦先生によれば「1人で対応しても別にどうということはない」ということでした。相談員としての経験が豊富な佐藤先生ならではの感想だと思います。また「キャンセル待ちがある日は翌週にもう一度相談会を行ったらどうか?」という提案もなされました。

千田久人支部長によれば「各無料相談会の相談員についてなるべく相談員1人で対応する方向に持っていきたいが、今すぐにというのは難しいので、いろいろ試しながら様子を見て決めていきたい」ということです。したがって当分は(少なくとも今年度は)今までどおりメイン相談員とサブ相談員の2人一組での対応となります。

益田俊信前支部長は、メイン相談員とサブ相談員に支払われる異なる金額の交通費(もちろんメイン相談員の方が高いです)を同額にするという驚異的なことを成し遂げられました。が、限られた予算内で今後無料相談会の回数を増やすことが決まっている中、益田俊信前支部長の成果を継続していけるかどうかは、千田久人支部長以下役員一人一人が知恵とアイデアを出し合いながらも最後は千田久人支部長の手腕にかかっていると思われます。

D 西尾 支部

平成29年度定時総会&支部懇親会

会報委員 牧野 格

日 時 平成29年5月11日休

午後4時~8時30分

場 所 西尾商工会議所 日本料理五郎田

会員総数 66名

出席者数 54名(当日出席25名 委任状29名)



表記のとおり平成29年度定時総会が適正に開催されました。

【議題】

平成28年度事業経過報告の件 平成28年度会計決算報告承認の件 平成29年度事業計画(案)承認の件 平成29年度会計予算(案)承認の件 役員改選の件

石川量英議長の仕切りのもと、各議題は賛成多数にて可決承認されました。事業計画(案)では新たな取り組みとして、社会に広く「行政書士制度」の啓蒙をはかり、行政書士の職域の拡大、確保を図るために、毎月1回無料相談会を西尾市役所と3つの支所で開催します。また、役員改選については役員推薦委員(鳥居良一会員・藤井計一会員・鈴木純夫会員・川部幹俊会員)より平成29・30年度役員案が発表され原案のとおり承認されました。

【来賓】

西尾市長 榊原康正氏 愛知県議会議員 山田高生氏 愛知県行政書士会副会長 鍋田健治氏

来賓の方々に御祝辞を頂き、その後別会場において懇親会が行われました。会員同士の情報交換も活発行われました。時間が足りないと感じるほど、とても有意義な懇親会となりました。

東三支部

平成29年度 定時総会

会報委員 水野 悠

日 時 平成29年5月12日金

午後3時~5時30分

場 所 ホテルアソシア豊橋

出席者 会員92名



5月12日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部平成29年度定時総会が、例年通り多数の支部会員が参加する中、開催されました。

総会は定刻通り開催され、本会山田高嗣会長のあいさつ、市川支部長、新入会員紹介、会員表彰、来 賓のみなさまからのご祝辞をいただいた後、以下の 議事に入りました。

第1号議案 平成28年度 会務経過報告の件

第2号議案 平成28年度 収支決算承認の件

(監查報告)

第3号議案 支部業規則改正(案)承認の件

第4号議案 平成29年度事業計画 (案) 承認の件

第5号議案 平成29年度収支予算(案)承認の件

第6号議案 各業務部会報告

第7号議案 任期満了に伴う役員改選の件

いずれの議案についても滞りなく進み、当支部の 新たな取り組みである支部会員顕彰規則の新設に伴 い、本会又は当支部に多大な貢献をされた会員に対 して、当支部初の名誉会員功労賞が送られるセレモ ニーが開催されました。

総会終了後には、多くの来賓のみなさまをお迎え しての懇親会が開催され、新たに就任された山口新 支部長と執行部のもと「支部としての自主性」をよ りしっかりと進めていく、気持ちを新たにする会と なりました。

尾張 支 部

平成29年度 定時総会

尾張支部 蔡 文民

日 時 平成29年5月13日(土)

午後4時~5時

場 所 ホテルプラザ勝川

出席個人会員数 40名

委任状提出数 45名

出席者総数 85名

来 賓 春日井市長

伊藤 太様 小牧市長 山下 史守朗様

春日井公証役場 公証人 横山 緑様

愛知県行政書士会 会長 山田 高嗣様

同 相談役 前田 望様



尾張支部平成29年度定時総会がプラザホテル勝川 に於いて開催されました。

総会に先立ち、ご来賓の山田高嗣会長にあいさつ を賜り、続いて神田晃志会員が議長選出され、定議 事録署名人選出、定足数の確認を経て松田伸吾副支 部長からの平成28年度会員状況・活動内容の報告が あり、続いて審議事項の審議に入りました。第1号 議案「平成28年度決算報告・監査報告承認の件」に ついて伊藤洋副支部長による説明と杉田貴信監事に よる監査報告、第2号議案「平成29年度活動方針案 承認の件 について内山克典支部長よる説明、第3 号議案「平成29年度予算案承認の件」について伊藤 副支部長による説明、第4号議案「役員改選の件」 について内山支部長による説明があり、質疑応答を 経てすべての議案が可決され、定刻通り総会は終了 しました。

総会後の懇親会ではご来賓の方々にご祝辞を頂き、 祝和雄会員による乾杯の発声の後、新入会員の鈴木 里佳会員、清水英児会員による自己紹介を挟みなが ら、会員同士の活発な意見交換が行われ、あっとい う間に懇親会もお開きとなりました。

西尾市役所 東三 5月無料相談会 支 部

西尾支部 牧野 格

日 時 平成29年5月17日(水)

午後 1 時30分~ 4 時

場 所 一色支所第1会議室

相談員 深谷 裕寿会員 川部 幹俊会員

相談者 0 組



西尾支部では、毎月第三水曜日に無料相談会を実 施しています。市役所、一色、吉良、幡豆各支所の 順に行われています。今回は一色支所で開催です。

相談者の様々な質問や相談に対応するために、深 谷裕寿会員と川部幹俊会員が参考資料やタブレット 端末を持参して待機をしました。

相談者はいませんでしたが、支所内に「行政書士 による無料相談」の案内看板やポスターを掲示した ので、来所された市民の皆さんの目に触れたと思い ます。

この相談会を通じて市民の皆様が行政書士を知る よい機会となるとともに、会員の質の向上に向けて の相談会となりました。

西尾市役所での無料相談会を定着させ、これから ますます発展させていき「行政書士制度」の啓蒙を はかり、行政書士の職域の拡大、確保を図れるよう に期待しています。

U 中央 支部

平成29年度 定時総会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成29年5月20日(土) 午後5時~8時

場 所 名古屋マリオットアソシアホテル51階



平成29年度の中央支部定時総会は、名古屋マリオットアソシアホテルにて開催されました。

定刻になり、亀井直美会員の司会進行のもと、物故会員への黙祷、竹田勲支部長挨拶、来賓の山田高嗣会長のご挨拶と続き、議長に仙石秀久会員、副議長に西川剛史会員が選任され議事が進行してゆきました。

第1号議案 平成28年度会務報告承認の件

第2号議案 平成28年度決算報告承認の件

第3号議案 平成29年度事業計画 (案) 承認の件

第4号議案 平成29年度事業予算(案)承認の件 第5号議案 支部役員選任(案)承認の件

以上の議案が上程され、会員の方からいくつかの質問がありましたが、滞りなく全ての議案が原案どおり承認されました。

総会終了後は同じフロアの「ジュピター」にて懇親会が開かれました。今年は来賓として、古川元久衆議院議員、大塚耕平参議院議員、酒井やすゆき参議院議員、つじ秀樹愛知県議会議員、政木りか愛知県議会議員、ますだ裕二愛知県議会議員、黒田太郎愛知県議会議員、中川たかもと名古屋市会議員、山田昌弘名古屋市会議員の9名の議員の方々、一宮支部の平松里香支部長にご出席いただきました。

初めに、新支部長の中村美帆子会員から挨拶があり、ご出席されている方々は熱心に耳を傾けていました。それから議員の方々を代表して、古川議員、 大塚議員からご挨拶を頂戴しました。

仙石会員より新支部長の中村美穂子会員があらためて紹介され、仙石会員の高らかな乾杯のご発声で歓談が始まりました。

今回の懇親会会場は51階ということもあり、会場から見える夜景が大変美しく、その景色を楽しみながら会員の方々が和やかに懇談されていました。そして会半ばには、少し遅れて到着されました酒井議員からもご挨拶を頂戴しました。

楽しい時間は過ぎることが早く、あっという間に 散会の時間となりました。中央支部の更なる発展を 祈念して西川剛史会員の締めで、今年の中央支部定 時総会も盛会となりました。

東名支部

平成29年度 定時総会

会報委員 金林 伸洙

日 時 平成29年5月20日(土) 午後4時~6時

場 所 メルパルクNAGOYA

会員総数 133名

出席者数 108名 (うち委任状出席者63名)



去る5月20日、平成29年度第16期東名支部定時総 会が開催されました。

定刻、司会者の成田賢治会員の開会のことばに始まり、岩永亨支部長が来賓の方々と出席会員へ挨拶をされた後、本会からお越しいただいた西堀俊徳副会長をはじめとする来賓の方々より順にご祝辞をいただきました。

その後、議長には小島淳会員、副議長には勝友香 梨会員が指名され、議長による議事録署名者の指名 と議長挨拶の後、直ちに報告事項及び審議事項に入 りました。

報告事項 平成28年度 事業経過報告 第1号議案 平成28年度 収支決算報告 第2号議案 平成29年度 事業計画 (案)

第3号議案 平成29年度 収支予算 (案)

第4号議案 任期満了による役員改選

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議 を経て、満場一致にて可決承認されました。

議長退任後、閉会のことばで定時総会が締められました。

その後、会場を移し、会員相互の親睦を兼ねた懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加し、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。

平成29年度 支部 定時総会

会報委員 長峰 均

日 時 平成29年5月22日(月) 午後5時~

場 所 サイプレスガーデンホテル (金山)

会員総数 212名 (平成29年3月31日現在)

出席者数 124名(当日出席39名、委任状85名)

来賓者数 10名 (懇親会出席者も含む)



標記のごとく、会則24条に基づき、平成29年度名 南支部定時総会が有効且つ適正に開催されました。

【議事】

第1号議案 支部活動の概要ならびに平成28年度 会務報告承認の件

第2号議案 平成28年度会計報告ならびに財産目 録承認の件

監査報告 監事:鰐部伸一、鈴木孝一 第3号議案 平成29年度事業計画(案)承認の件 第4号議案 平成29年度会計予算(案)承認の件 第5号議案 支部規則第7条による役員選任の件 (役員選考委員会)

定刻、司会者に堀井敏秀副支部長が選出され、司会者進行の下、先ずは鬼頭喜代志幹事(本会理事)により開催宣言が発せられ、石川光男支部長の挨拶及び、本会から出席された山田高嗣会長からの祝辞を載きました。

また、来賓として御臨席戴いた横井利明名古屋市 会議員、藤沢忠将名古屋市会議員、中里高之名古屋 市会議員、岡明彦愛知県議会議員からもそれぞれ御 祝辞の挨拶を戴きました。

議事に入るにあたり、司会者から新入会員10名中 出席された2名の紹介がされ、個々に抱負を述べて 頂きました。

その後、出席会員数の確認・報告がなされた後、 正副議長及び議事録署名人の選出が議場に諮られ、 議長には吉田秀子副支部長、副議長には鬼頭喜代志 幹事(本会理事)、議事録署名人には出原輝明副支部 長と青木功幹事がそれぞれ選出されました。

議長の発議にて議事に入り、山本篤副支部長と石川支部長及び頼田佳代子会計担当幹事からの報告・提案が諮られ、審議の結果、全議案とも満場一致にて速やかに承認されました。

最後に、川村敏治幹事による閉会宣言にて総会が 程無く終了致しました。

総会終了後、同ホテル別会場にて懇親会が催され ました。

懇親会では川津聖司幹事の進行の下、工藤彰三衆 議院議員の代理として出席された留川浩一秘書、岩 本たかひろ名古屋市会議員、服部しんのすけ名古屋 市会議員、会員でもある杉浦光男豊明市議会議員と 橋本浩幹名古屋市会議員の両名より、それぞれ御挨 拶を戴きました。

その後、恒例のビンゴゲームを挟み、有意義な会

員交流と来賓交流も酣、青木幹事の手締めにて何事 もなく終える事ができました。今年も多数の議員が 参列され、例年以上に議員との懇親を深めて頂いた 事かと思います。

O 名南 支部

5月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日 時 平成29年5月23日火 午後5時30分~7時

場 所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

講師名南支部石川光男支部長

テーマ 『相続ビジネス』

参加者 20名



行政書士を"士業"としていかに捉えるか?

相続業務に関わる関連士業資格を持ち、業務の多 角的展開を図りうるものとして理解すると、私共行 政書士は"許認可申請業務" "入管業務" "権利義 務関係書類作成" "事実証明書類作成" のほか「相 続」も "民事信託" "成年後見" と同様に積極的に業務として取り込み、依頼者の願望を叶えられる道筋の案内や書類を作成する業務です。例えば「弁護士は相続のトラブルの法的解決」を、「司法書士は相続登記」を、「税理士は相続税申告を業務」としているが、行政書士であっても兼業もいれば、専業でコンサルティングのできる事業展開が可能となり、街の法律家としてのネーミングに合致する一業務でないかと考えられます。その趣旨から当支部でも、長年にわたり行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士の業務をされ、相続ビジネス展開の重要性に着目されている石川光男先生に5月の研修の講師をお願いしました。

事前対策としての遺言書の必要性から始まり、自 筆遺言と公正証書遺言のメリットとデメリットの比 較、争族化の回避、遺言者の意思の尊重、などの講 義があり、事業経営者であると同時に遺言者となり うる方との打合せからビジネス展開ができる可能性 を含んでいます。

豊富なレジメの逐条解説があり、相続ビジネスの 展開方法や相続事例検討など、今後も支部長に講師 を続けてお願いしたいという意見もあり、定刻で散 会しました。

会場は懇親会の席に移し、相続ビジネスや相続手 続の話などを大いに語らい、午後10時頃散会しまし た。

法務省:「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」(平成27年2月10日決定)より 第33 賃貸借

5 合意による賃貸人たる地位の移転

賃貸人たる地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。

不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、4(4)及び(5)の規定を準用する。/

事務局だより

■平成29年4月

3 日(月)	総務打合せ開催
4 日(火)	第1回役員推薦委員会開催 ADR手続説明会開催 総務打合せ開催 仙石・西川副会長、野田・権田常務理事 国際センター訪問 久野副会長、須崎常務理事 自動車会議所訪問
5 日(水)	運輸関係業務相談会開催 コスモスあいち研修会開催
6日休)	山田会長 日行連会務 山田会長、熊田事務局長 県法務文書課新年度挨拶 運輸関係業務相談会開催
10日(月)	山田会長、西川副会長 法務省訪問 山田会長、西川副会長 日行連申請取次委員会打合せ出席
11日(火)	山田会長 日行連会長との打合せ 会報 5 月号校正会議開催 運輸交通部会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 子安常務理事 防音事業書類確認
12日(水)	山田会長 日行連コスモス理事会出席 経審新規要員養成実習開催 役員推薦委員会正副委員長打合せ開催
13日(木)	部長会開催 経理部会開催 本会監査会開催 西川副会長、権田常務理事 名古屋入管新年度挨拶
14日金	山田会長、西川副会長 日行連申請取次実務研修会出席 久野副会長、須崎常務理事 愛知運輸支局、自販連、中販連訪問
15日(土)	西堀副会長 名城大学院科目履修行政法 I 挨拶
17日(月)	山田会長 日行連正副打合せ出席 部長会開催 理事会開催 幹事会開催
18日火)	山田会長、西川副会長 日行連正副会長会出席 山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 新規登録受付

■平成29年4月

18日火)	ADR手続説明会開催 吉川常務理事、榊原主任 特定行政書士法定研修考査会場訪問 刈谷市役所無料相談会開催
19日(水)	山田会長 日行連常任理事会出席 山田会長、西川副会長 日行連理事会出席 新規登録受付
20日休	山田会長、西川副会長 日行連理事会出席 登録書類打合せ開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 久野副会長、須崎常務理事 県警、愛知陸運支局、中販連訪問 総務打合せ開催
22日(土)	西堀副会長 名城大学院科目履修民法V挨拶
24日(月)	山田会長、西川副会長 日行連申請取次事務研修出席 山田会長 日行連コスモス定款・規則見直しワーキンググループ出席
25日(火)	「封印取付委託要領」の一部改正に係る出張封印業務の取扱いに関する説明会開催
26日(水)	経理部会開催 久野副会長、須崎常務理事 愛知運輸支局訪問
27日(木)	届出済行政書士管理委員会開催 届出済行政書士管理委員会指定研修会開催 経審新規要員養成実習開催
28日金	コスモスあいち業務管理部会開催

■平成29年5月

2 日(火)	ADR手続説明会開催 役員推薦委員会打合せ開催
9 日(火)	第1回総会・大会運営委員会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
10日(水)	山田会長 日行連正副打合せ出席 部長会開催
11日休)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長 日行連常任理事会出席 新規登録受付
12日金	山田会長 日行連常任理事会出席 新規登録受付

■平成29年5月

13日(生)	名城大学院科目履修民法V開催
16日(火)	山田会長、松原基相談役 日行連黄綬褒章記念品贈呈式出席 大内田常務理事 空き家対策の推進のための新規制度等に係わる説明会出席 第2回役員推薦委員会開催 ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
17日休	山田会長 日税連と日行連の懇談会出席 経理部会開催 西川副会長、権田常務理事 国家戦力特区に係る打合せ出席
18日休	運輸交通部会開催 コスモスあいち更新研修開催
19日金	西川副会長 日行連申請取次事務研修出席
20日(生)	名城大学院科目履修行政法 I 開催
22日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 山田会長、松原元相談役、熊田事務局長 県法務文書課挨拶 山田会長、西川副会長 名古屋入管挨拶 西川副会長、吉川常務理事 南山大学挨拶
23日(火)	コスモスあいち部長会開催
24日(水)	届出済行政書士管理委員会開催 西川副会長、権田常務理事 国際・私法部引継事項打合せ開催
25日休	山田会長 日行連業務島根会総会出張 正副会長会開催 第2回総会・大会運営委員会開催 役員推薦委員会打合せ開催 建設業務相談会開催
26日金	部長会開催 会報7月号編集会議開催
27日(土)	山田会長 日行連業務香川会総会出席 山田会長 日行連業務高知会総会出席 名城大学院科目履修民法V開催
30日火)	部長会開催 第3回総会・大会運営委員会開催 平成29年度第67期定時総会、定期大会開催
31日(水)	正副会長、市川常務理事 県庁挨拶



平成29年5月25日現在

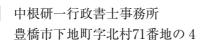
2.906人 30法人

新規登録入会者の紹介



会員番号 第5774号 氏 名 中根 研一

登録番号 第17190513号 入会年月日 平成29年4月2日



電話番号 0532-53-2231 所属支部 東三



登録番号 第17190514号 会員番号 第5775号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 都築 武志

事務所 行政書士つづき法務事務所 安城市姫小川町舘出45番地1 電話番号 0566-99-1010 所属支部 碧海



登録番号 第17190515号 会員番号 第5776号 入会年月日 平成29年4月2日 名 野村 耕平

事 務 所 行政書士野村耕平事務所 名古屋市名東区一社一丁目79番地 第六名昭ビル3D 電話番号 052-880-8121 所属支部 中央



登録番号 第17190516号 会員番号 第5777号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 菅原 勝行

事 務 所 ドリームフレンズ行政書士事務所 稲沢市平和町下起中160番地 電話番号 090-2774-6706 所属支部 一宮



登録番号 第17190517号 会員番号 第5778号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 尾田 政勝

行政書士尾田政勝事務所 日進市五色園二丁目1813番地 電話番号 0561-73-4655 所属支部 昭和



登録番号 第17190518号 会員番号 第5779号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 原 秀樹

事 務 所 行政書士原秀樹事務所 一宮市公園通5丁目2番地の2 電話番号 0586-73-4985 所属支部 一宮



登録番号 第17190519号 会員番号 第5780号 入会年月日 平成29年4月2日 前田 英紀

事 務 所 行政書士前田英紀事務所 名古屋市千種区楠元町二丁目60番地2 theLOFT 4 F 電話番号 052-715-7763 所属支部 中央



登録番号 第17190520号 会員番号 第5781号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 朝日 さなえ

事 務 所 行政書士朝日さなえ事務所 名古屋市名東区高社二丁目110番地 シャングリラー社201号 電話番号 052-776-6899 所属支部 中央



登録番号 第17190521号 会員番号 第5782号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 鈴木 紀行

事務所 行政書士鈴木紀行事務所 名古屋市名東区勢子坊四丁目1204番地の1

電話番号 052-703-1851 所属支部 中央



登録番号 第17190522号 会員番号 第5783号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 近藤 宅

事務所行政書士近藤事務所名古屋市名東区貴船一丁目327番地 (コンセール上社402号)

電話番号 052-715-7942 所属支部 中央



登録番号 第17190523号 会員番号 第5784号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 村松 昌樹

事 務 所 村松行政書士事務所 刈谷市大正町六丁目315番地 電話番号 0566-22-2580 所属支部 碧海



登録番号 第17190524号 会員番号 第5785号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 山盛 明博

事務所山盛行政書士事務所
名古屋市中区大須三丁目46番9号 不二屋ビル3F電話番号052-241-2108所属支部中央



登録番号 第17190525号 会員番号 第5786号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 後藤 岳範

 事務所
 行政書士後藤事務所

 名古屋市港区小賀須1丁目114番地

 電話番号
 052-355-7077
 所属支部
 名古屋



登録番号 第17190526号 会員番号 第5787号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 小島 郁夫

 事務所
 行政書士小島郁夫事務所

 豊田市長興寺10丁目20番地3

 電話番号
 0565-34-0251
 所属支部
 豊田



登録番号 第17190527号 会員番号 第5788号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 横山 求

 事務所
 行政書士横山求事務所

 名古屋市中区平和一丁目15番25号 今井ダイアパレス東別院201号

 電話番号
 090-3424-1777 所属支部 中央



登録番号 第17190528号 会員番号 第5789号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 南 成

事務所南成行政書士事務所
名古屋市天白区塩釜ロー丁目635番地 ちくさ正文館ビル2F電話番号052-861-7547所属支部昭和



登録番号 第17190529号 会員番号 第5790号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 清水 英児

事務所清水行政書士事務所
小牧市中央二丁目80番地 バレンタインビル205号電話番号0568-68-7280所属支部尾張



登録番号 第17190530号 会員番号 第5791号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 窪田 祐一

事務所マック行政書士事務所
名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング21階電話番号052-261-6815所属支部名古屋



登録番号 第17190531号 会員番号 第5792号 入会年月日 平成29年4月2日 氏 名 田村 雄一

事 務 所 田村雄一行政書士事務所 春日井市庄名町1丁目8番地8 電話番号 0568-53-5666 所属支部 尾張



登録番号 第17190812号 会員番号 第5793号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 伊藤 計樹

事務所行政書士事務所フリースタイル
名古屋市中区千代田四丁目2番11号605電話番号052-265-7286 所属支部 中央



登録番号 第17190813号 会員番号 第5794号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 酒井 健

事務所行政書士酒井事務所
名古屋市中区丸の内三丁目2番22号 松浦ビル2階電話番号052-951-2800所属支部中央



登録番号 第17190814号 会員番号 第5795号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 吉田 典弘

事務所中島行政書士事務所
みよし市三好町上10番地電話番号0561-32-2505所属支部豊田



登録番号 第17190815号 会員番号 第5796号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 萩原 ゆり

事務所行政書士法人あいち行政&相続
刈谷市相生町二丁目29番地2 K-frontビル3F電話番号0566-62-5811 所属支部 碧海



登録番号 第17190816号 会員番号 第5797号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 市川 将寛

事 務 所 行政書士市川事務所 岡崎市井田町字1丁目116番地 電話番号 0564-21-0015 所属支部 岡崎



登録番号 第17190817号 会員番号 第5798号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 川島 徹也

事務所行政書士川島法務事務所
名古屋市中区栄二丁目2番1号 広小路伏見中駒ビル5F18号室電話番号070-6575-5182所属支部中央



登録番号 第17190818号 会員番号 第5799号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 畠 伸子

事 務 所 畠伸子行政書士事務所 知多郡美浜町大字河和字北田面 7 番地 1 電話番号 090-3424-7110 所属支部 知多



登録番号 第17190819号 会員番号 第5800号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 瀧原 至

事務所行政書士瀧原事務所
豊橋市東新町100番1 デューク豊橋東新町1階電話番号0532-57-2088所属支部東三



登録番号 第17190820号 会員番号 第5801号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 青木 康男

事 務 所 行政書士青木康男事務所 知多郡阿久比町大字福住字東脇75番地 4 電話番号 0569-48-1814 所属支部 知多



会 員 番 号 第5802号 氏 名 村本 真一

登録番号 第17190821号 入会年月日 平成29年5月1日

事 務 所 行政書士村本真一法務事務所 豊橋市向山町字川北9番地の9

電話番号 050-5532-6638 所属支部 東三



会員番号 第5803号

登録番号 第17190822号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 増田 尚也

事 務 所 行政書士増田事務所 岡崎市上六名三丁目11番地10 成瀬ハイツⅢ202

電話番号 0564-64-0411 所属支部 岡崎



登録番号 第17190823号 会員番号 第5804号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 朝岡 由美子

事 務 所 行政書士朝岡由美子事務所

岡崎市牧御堂町字水洗38番地1

電話番号

所属支部 岡崎



登録番号 第17190824号 会員番号 第5805号 入会年月日 平成29年5月1日 名 石垣 貴久 氏

事 務 所 石垣貴久行政書士事務所 豊川市西豊町三丁目168番地

電話番号 0533-56-8166 所属支部 東三



登録番号 第17190825号 会員番号 第5806号 氏 名 奥 智子

入会年月日 平成29年5月1日

事 務 所 行政書士與智子事務所 一宮市奥町字郷浦21番地

電話番号 0586-47-7505 所属支部 一宮



会員番号 第5807号 氏 名 岡部 豊生

登録番号 第17190826号 入会年月日 平成29年5月1日

事 務 所 行政書士岡部豊生事務所 名古屋市昭和区桜山町4丁目85番地

電話番号 052-851-7316 所属支部 昭和



登録番号 第17190827号 会員番号 第5808号

入会年月日 平成29年5月1日 氏 名福岡 生二

事 務 所 行政書士福岡生二事務所 日進市蟹甲町池下88番地

電話番号 0561-72-9700 所属支部 昭和



登録番号 第17190828号 会員番号 第5809号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 木村 寿

事 務 所 行政書士木村寿事務所 田原市田原町倉田1番地25

電話番号 0531-36-6013 所属支部 東三



会員番号 第5810号 入会年月日 氏

登録番号 第17190829号 平成29年5月1日 名 溝口 直

務 所 行政書士直事務所 あま市乙之子屋敷68番地6

電話番号 090-1724-2697 所属支部 海部



会員番号 第5811号

登録番号 第17190830号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 朝岡 洋平

事務所 あさおか行政書士事務所 西尾市寄住町下田3番地1

電話番号 080-3072-8815 所属支部 西尾



会 員 番 号 第5812号

登録番号 第17190831号

入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 浅野 奈緒子

オフィスアサノ行政書士事務所 大府市柊山町二丁目208番地

電話番号 0562-47-7757 所属支部 知多



登録番号 第17190832号 会員番号 第5813号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 久保川 光弘

事 務 所 みなと国際行政書士事務所 名古屋市港区十一屋三丁目160番地(ロイヤルクレストベイレジデンス404号)

電話番号 052-720-8174 所属支部 名古屋



登録番号 第17190833号 会員番号 第5814号 入会年月日 平成29年5月1日 氏 名 八木 和夫

事 務 所 行政書士八木和夫事務所 豊田市梅坪町3丁目3番地3

電話番号 0565-77-5739 所属支部 豊田



会員番号 第5815号

氏

登録番号 第17190834号 入会年月日 平成29年5月1日 名 都築 诱

事 務 所 都築行政書士事務所 名古屋市中村区名駅四丁目2番28号 名古屋第二埼玉ビル8階 電話番号 052-446-6331 所属支部 名古屋

退会者のお知らせ

支部		氏	名		退会日
西北	大	野	貞	幸	平成29年4月13日
一宮	田	中	孝	尚	平成29年4月26日
名南	Щ	田	浩	司	平成29年4月30日

東三	中	根	宏	平成29年4月30日
東三	丸	山	久 之	平成29年5月10日
碧海	兵	藤	三代治	平成29年5月22日
名古屋	後	閑	慎 也	平成29年5月24日

新規法人登録入会の紹介

法 人 番 号 第1202301号 従たる事務所の法人番号

第1202305号

会 員 番 묽 第H40号

入 会 年 月 日 平成29年3月1日 法人の名称

さむらい行政書士法人

主たる事務所の名称

さむらい行政書士法人

上野オフィス

従たる事務所の名称

さむらい行政書士法人

名古屋オフィス

従たる事務所 名古屋市中村区則武二丁目3番2号 サン・オフィス名古屋 7階752号室

従たる事務所電話番号

052-446-5087

所 属 支 部 名古屋

法 人 番 号 第1303201号

従たる事務所の法人番号 第1303204号

会 員 番 号 第H41号

入 会 年 月 日 平成28年2月17日

法 人 の 名 称 行政書士法人コスモ

主たる事務所の名称 行政書士法人コスモ

従たる事務所の名称 行政書士法人コスモ 名古屋 従たる事務所 名古屋市中村区名駅四丁目13番7号

西柳ビル4階

従たる事務所電話番号 052-526-6557

所 属 支 部 名古屋

法人会員の変更案内

法 人 号 第0900602号 番 묽

会 員 番 第H17号

法 人 の 名 称 行政書士法人ティグレ

主たる事務所の名称 行政書士法人ティグレ 従たる事務所の名称 行政書士法人ティグレ

名古屋事務所

使 用 人

名 山本剛士

変 更 事 所 属 支 部 中央

由 使用人退職

事務所の変更案内

支部	会員名(上)·事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	本多 証一 行政書士事務所アスア	名古屋市中区丸の内一丁目14番12号 グランビル 5 階	460-0002	052-212-5480	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	服部 脩				単位会変更 (神奈川会へ)
中央	山口 徹 あけの行政書士事務所	名古屋市千種区池下一丁目 4 番15号 川辺318ビル6A	464-0067	052-759-5130	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	清田 幸英 行政書士事務所アスア	名古屋市中区丸の内一丁目14番12号 グランビル 5 階	460-0002	052-212-5480	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	今井 昭仁	名古屋市名東区大針三丁目48番地 サニーヒルズA号	465-0064	050-5240-4306	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	渡畬 由延	名古屋市西区南堀越一丁目1番15号 サンパティーク102	451-0054	052-508-9802	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	福住 弘樹 行政書士F法務事務所	西春日井郡豊山町大字豊場字高前91番地 貴前ビル203	480-0202	0568-55-9761	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	山本 剛士 さむらい行政書士法人 名古屋オフィス	名古屋市中村区則武二丁目 3 番 2 号 サン・オフィス名古屋 7 階752号室	453-0014	052-446-5087	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	伊藤 祐基 行政書士いとう法務事務所	名古屋市中川区戸田西三丁目2008番地 ラ・フォーレ206	454-0967	052-355-6127	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	尾﨑 俊	名古屋市中村区名駅四丁目13番7号 西柳パークビル4階	450-0002	052-526-6557	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	角田 泰規	長久手市井堀1202番地 向陽ハイム2E	480-1143	0561-78-3133	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	中島 憲治	尾張旭市北本地ケ原町三丁目27番地	488-0043	0561-41-8601	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	津田 大輔	一宮市篭屋四丁目13番 6 号	494-0002	0586-46-1324	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	河口 秀夫	稲沢市日下部西町二丁目46番地1	492-8185	0587-50-0515	事務所所在地、 事務所電話番号
海部	加藤 仁久 行政書士加藤仁久事務所	津島市昭和町三丁目39番地1	496-0809	0567-69-5472	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
海部	鈴木 仁			090-8189-2864	事務所電話番号
知多	竹内 孝博 竹内行政書士事務所	知多郡阿久比町大字阿久比字井瀬36番地	470-2213		事務所名称、 事務所所在地
知多	田中 豊生			0562-44-0365	事務所電話番号
知多	川瀬 芳文 行政書士川瀬事務所	半田市新川町28番地	475-0886		事務所名称、 事務所所在地

支部	会員名(上)·事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
知多	岩川 彰久	知多郡武豊町字六貫山10番地 5	470-2362		事務所所在地
知多	久野 将英			0562-74-2598	事務所電話番号
知多	有元 吉野			0120-966-409	事務所電話番号
岡崎	伊東 毅	岡崎市福岡町字北裏27番地 1 フローラ園102	444-0825		事務所所在地
岡崎	倉俣 靖枝			0564-64-3631	事務所電話番号
豊田	川合 澄宣 行政書士川合澄宣事務所	豊田市八草町森下134番地 北斗測量設計事務所内	470-0356	0565-48-8025	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	山本 達哉			0566-57-1306	事務所電話番号
新城	矢澤 あや子	新城市字中野11番地 1 ジョイステージ中野 C 号室	441-1326		事務所所在地
東三	太田 美代子 行政書士太田美代子事務所				事務所名称
東三	種井 亮	豊橋市中柴町86番地	440-0885		事務所所在地

事務所案内 5月号訂正

5月号掲載の内容に誤りがありましたので訂正いたします。

誤

支部	部	会員名(上)・	事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
新均	4-4	柿野	さと恵	新城市庭野字日貝野41番地 1	441-1331		声数武武大地
利力	观			机观印度到于口具到41街地 1	441-1331		事務所所在地

正

支部	会員名(上)·事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
新城	柿野 さと恵	新城市野田字西町屋敷 5 番地 2 サンタフェF号	441-1343		事務所所在地



成年後見等セミナー・無料相談会開催予定

場 所 江南市役所西分庁舎(予定)

内 容 無料相談会対 象 者 一般の方々

場 所 扶桑町老人憩いの家(予定)

内容無料相談会対象者一般の方々

場 所 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター (予定)

公開セミナー 午後1時~2時30分 無料相談会 午後2時50分~4時

対 象 者 一般の方々

場 所 春日井市西部ふれあいセンター (予定)

内 容 無料相談会対 象 者 一般の方々

場 所 名古屋市中村区名駅3-28-12大名古屋ビルヂング16F

名古屋銀行ハートフルプラザ 電話052-562-0758

セミナー内容 知って得する終活セミナー

~知っていると安心、成年後見制度~(仮)

講 師 増田 ちづ子支部長

対 象 者 一般の方々

場 所 小牧市役所(予定)

内容無料相談会対象者一般の方々

場 所 名古屋市千種区井上町106番地

三井住友信託銀行星ヶ丘支店 電話052-788-2850

セミナー内容 第一部 午後2時~3時 成年後見制度について(予定)

講 師 コスモスあいち会員

第二部 午後3時~4時 やさしい相続・遺言の話(予定)

講師三井住友信託銀行職員

対 象 者 一般の方々

内 容 成年後見制度説明会(仮)&無料相談会

場 所 犬山市福祉会館(予定)

対 象 者 一般の方々

*予定は変更になる場合がありますので、詳細は事務局にてご確認下さい。

*事務局電話番号 052-908-3022 (祝日を除く平日の午前9時~午後5時)

成年後見研修会・セミナー・無料相談会開催報告

場 所 愛知県行政書士会 3 階ABC会議室 2 階 A 会議室

研 修 内 容 元家庭裁判所調査官による成年後見実務研修会

講師名古屋家庭裁判所元調査官

対 象 者 (一社) コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部会員

同他県支部会員・愛知県行政書士会会員

参 加 者 77名

場 所 OKBハーモニープラザ名駅(名古屋ビルディング10階)

(大垣共立銀行名古屋事務所セミナールーム)

第一部セミナー 午後 1 時30分~ 2 時30分

遺言書と成年後見制度を利用しよう

~介護・福祉サービスを受け快適に過ごす~

講 師 内藤 広子副支部長

第二部相談会 午後2時40分~3時40分

対 象 者 第一部、二部ともに一般の方々

参加者第一部セミナー20名(うちアンケート回答者15名)

第二部相談会 1組

場 所 春日井市西部ふれあいセンター

内容無料相談会対象者一般の方々

参加者3組

 場
 所
 犬山市福祉会館

 内
 容
 無料相談会

対 象 者 一般の方々

参加者4組

ご報告とお礼

(一社) コスモス成年後見サポートセンター広報月間($4/1 \sim 4/30$)での活動について、コスモスあいち会員の皆様および、訪問先様のご理解、ご協力により、お陰様をもちまして、愛知県下56カ所(概算)の行政機関、公共団体および、民間企業等を訪問させて頂き、広報・告知・啓発活動をさせて頂きました。

この場をお借りして関係者の皆様にお礼申し上げます。

(一社) コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部 支部長 増田 ちづ子

コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモス あいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申 込 期 限
平成29年7月19日(水)	愛知県行政書士会会議室	平成29年7月12日(水)
平成29年8月9日(水)	愛知県行政書士会会議室	平成29年8月2日(水)
平成29年9月13日(水)	愛知県行政書士会会議室	平成29年9月6日(水)

時間 午後1時から午後4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

業務報告書について

コスモスあいち業務管理部

業務報告書は平成28年12月に(一部)改訂されました。今後は最新様式を利用して下さい。

コスモス会員ホームページ(http://cosmos-sc.smartcore.jp/)よりファイルのダウンロードが出来ます。

後見業務を受任している会員は、下記提出期間に必ずコスモスあいち事務局まで提出願います。後見 事務経過記録には、必ず認め印を押印して下さい。後見事務経過記録・金銭出納帳・通帳の写しは報告 対象期間である3ヶ月分です。

提出期間は以下の通りです。

記

1月提出分は(10月1日~12月31日についての報告)

4月提出分は(1月1日~3月31日についての報告)

7月提出分は(4月1日~6月30日についての報告)

10月提出分は(7月1日~9月30日についての報告)

必ず最新の業務報告書をHPからダウンロードの上ご使用下さい。

あとがき

平成27年9月号から今号までの12回、広報部員及び各支部からご選出いただいた16名の会報委員の皆様方と表紙担当、あとがき担当と役割分担をしながら会報の発行に努めてまいりました。

この間に取り組んだことの中に、ペーパーレス化を念頭に会報郵送の不要をお尋ねする、というものが有ります。結果200余名の会員より不要の申し出が有り、先の5月号からその方々への発送を取りやめました。引き続き、愛知会のHPではしっかり掲載していきますので、今後とも皆様方の会報として、より一層のご支援をいただけたら幸いです。

野田 悦子

《今月の表紙》 豊明「大脇の梯子獅子」

(県指定 無形民俗文化財)

「大脇の梯子獅子」は、四百有余年前から伝わる"五 穀豊穣を祈る行事"として、獅子に扮した二人が51 段の梯子を上り、高さ12mもの櫓の上で獅子舞の妙 技を披露します。 毎年10月第2日曜日に氏神の神 明社祭礼で奉納され、演目は「梯子獅子」の他、「立 ち舞」「歌舞」「一本竹」「吊し竹」「天狗の山遊び」 で構成されています。 「梯子獅子」の演目は、種 をまく様子を演ずる"種まき"、風にゆれる稲穂を 表現する"波打ち"、藤の花のように実った稲穂を 表現する"藤さがり"の三つの演技があります。 起源は、「則武之庄大秋村(現名古屋市中村区大秋 町)」から伝わったといわれております。 明治初 期と第二次世界大戦動乱期は一時中断したが、関係 者の努力で復活継承され、昭和42年、県の文化財に 指定されたのを機会に、毎年上演されるようになり ました。華麗で勇壮な獅子舞は、今や豊明市の秋の 風物詩となっています。

参考:「大脇梯子獅子」関連HPより抜粋

場所:大脇神明社(豊明市栄町大脇5)

写真提供: 豊明市役所秘書広報課

会報283号 担当(平成29年5月25日現在) 広 報 部 担当副会長 仙石 秀久 野田 悦子 部 長 次 長 山田 安政 部 員 山本 篤 会報委員会 崇 委員 长 袴田 副委員長 長峰 均 鈴木 直美 本号担当委員 (表紙) 長峰 均 (会員訪問記) 金林 伸洙

発行人 前田 望編集人 川村 浩史

発行所 愛知県行政書士会 〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号 TEL〈052〉931-4068(代)

FAX (052) 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

月 第2火曜日 時間 午前10時から午後4時まで

愛知県行政書士会館

地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

相続(遺産分割協議書作成)・遺言/各種契約書・合意書/定款 法人設立/建設業·風俗営業許可/土地開発/戸籍関係/帰化·入管関係 不動産関係/自動車登録/著作権等

※面接時間のご予約を承ります。お電話でどうぞ。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- 自転車と自転車の衝突
- 自転車と歩行者との衝突
- 自転車が引き起こした物損事故
- *自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が 60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- 賃貸建物の原状回復費用の 負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に 関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- 外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- *職場・学校における外国人に対する宗教、 環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運 営 主 体:愛知県行政書士会(所管):

行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実施主体:運営委員会が選任した手続実施者 c) 実施場所:名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館

d) 実 施 日:毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで (祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。 (認証番号No.62)

- 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けて いただきます。
- ●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出して いただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分